

第五十五回国会 院 地方行政委員会 議 録 第三十三号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

久保田藤磨君

辻 寛一君

登坂重次郎君

古屋 亨君

井上 泉君

唐橋 東君

島上善五郎君

折小野良一君

林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省行政局長 長野 士郎君

消防庁長官 佐久間 彌君

消防庁次長 川合 武君

委員外の出席者

人事院職員局厚 生課長 佐分利輝彦君

大蔵省主計局主 計官 秋吉 良雄君

労働省労働基準 局労働防止対策 部長 鈴木 健二君

労働省労働基準 局労働補償部長 中村 博君

自治省行政局長 内山 鉄男君
与議長 専 門 員 越村安太郎君

七月十二日

委員華山親義君及び依田圭五君辞任につき、その補欠として千葉佳男君及び野間千代三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員千葉佳男君及び野間千代三君辞任につき、その補欠として華山親義君及び依田圭五君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員島上善五郎君辞任につき、その補欠として唐橋東君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員唐橋東君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の名で委員に選任された。

七月十二日

指定自動車教習所の助成に関する請願(愛知縣一君紹介)(第二九七二号)

同(遠藤三郎君紹介)(第二九七三号)

同(倉成正君紹介)(第二九七四号)

同小坂善太郎君紹介(第二九七五号)

同(佐々木義武君紹介)(第二九七六号)

同(關谷勝利君紹介)(第二九七七号)

同(内藤隆君紹介)(第二九七八号)

同(丹羽善四郎君紹介)(第二九七九号)

同(福永健司君紹介)(第二九八〇号)

同(保利茂君紹介)(第二九八一号)

同(益谷秀次君紹介)(第二九八二号)

同(山口喜久一郎君紹介)(第二九八三号)

市町村管有線放送電話施設助成等に関する請願(周東英雄君紹介)(第三〇五七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)(参議院送付)

地方公務員災害補償法案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

地方自治に関する件(地方公共団体の議会に関する問題)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。藤枝自治大臣。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法の一部改正

第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二章中第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、

この限りでない。

前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

第七章の二中第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七に次の一項を加え、同条を第三十五条の八とする。

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十一条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第二十一条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十五条の六を第三十五条の七とし、第三十五条の五の次に次の一条を加える。

第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なつていない他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

都道府県は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間(前項の要請により救急業務が行なわれていない道路の区間を除く)について、当該救急業務を行なつていない市町村の意見をきいて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する吏員その他の職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律

第二百六十一号)の適用については、消防職員とする。

第三十六條の二中「第三十五條の六第一項の規定により」を「第三十五條の七第一項の規定により市町村が行なう」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、都道府県が行なう救急業務に協力した者について準用する。

第四十六條中「第九條の二」を「第九條の三」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(都道府県の所掌に係るものを除く。)

第四条第十六号中「市町村の行なう」を削る。

第四条の四第二項の次に次の一項を加える。

消防大学校は、前項に規定する事務のほか、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関に対し、教育訓練の内容及び方法について、必要な技術的援助を行なう。

第十八條の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第九條の二を第九條の三とし、第九條の次に一條を加える改正規定及び同法第四十六條の改正規定並びに第二条中消防組織法第四條第一号及び第二号に係る改正規定並びに同法第十八條の二の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に改正後の第九條の二第一項に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和四十三年四月一日から三十日以内に」とする。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

3 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六條の二」を「第三十六條の二第一項」に改める。

理由

交通事故の激増に対処し、人命救護の徹底を期するため、救急業務の実施を促進し、その他救急体制の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝国務大臣 ただいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

政府におきましては、一定規模以上の市に救急業務の実施を義務づける等救急業務の拡充につとめてまいりましたが、最近における交通事故の激増に対処し、人命救護の一層の徹底を期するためには、現在救急業務を行なっていない市町村の区域にかかる道路の区間で、交通事故が多発するところにつきまして、救急業務の実施体制を整備する必要があるものであります。

その他最近における社会経済の状況にかんがみ、災害の予防と消防救護の充実等に資するため、若干の規定の整備を行なう必要があるものであります。これがこの法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして説明申し上げます。

第一は、救急業務の実施体制の整備に関するものであります。

救急業務を行なっていない市町村の区域のうち交通事故が多発する道路の区間にかかる救急業務の実施を、現に救急業務を行なっている他の市町村に都道府県知事が要請することができるようになり、さらに救急業務を行なっていない市町村の区域で特に交通事故が多発している高速自動車国道及び一般国道の政令で定める区間については都道府県が救急業務を行なうものとしようとするものであります。

第二は、液化石油ガス等の届け出に関するものであります。

最近における液化石油ガス等による事故の状況にかんがみ、液化石油ガスその他の火災予防または消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、また取り扱う者は、消防長または消防署長に届け出なければならぬこととしようとするものであります。

第三は、その他の事項であります。その一は、消防に関する教育訓練の質的向上をはかるため、消防大学校に都道府県の消防学校等に対し、教育内容及び方法について技術的援助を行なう事務を加えようとするものであります。その二は、事務簡素化をはかるため、消防庁の所掌する都市等級に関する事務の一部を都道府県に委譲しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 この際、本案の補足説明のため、佐久間消防庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。佐久間消防庁長官。

○佐久間政府委員 提案理由に対しまして、補足的に御説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案をござらんいたしたいと存じます。

第一は、消防法の改正でございます。その一つは、圧縮アセチレンガス等の届け出に関する事項でございます。御承知のように最近圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の事故が頻発しておるのでございます。消防は、事故が発生いたしました際には現場に出動いたしまして、火災の防止及び人命の救助に活動いたしておるわけでござい、ます。

が、これらの事故防止の万全を期するためには、事前にこれらの物質の実態を把握いたしまして、これに対する対策を消防といたしまして検討し、さらに予防査察を励行いたしまして、これらの事故防止に資する必要があるわけでござい、ます。かような理由から今回の改正法案におきましては、これらの物質を貯蔵し、または取り扱う者は、消防長または消防署長に届け出なければならぬことといたそうとするものでござい、ます。

なお、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等につきましては、別に高圧ガス取締法等の規定によりまして、一定量以上のものはそれぞれの機関に届け出または許可を要することになっておるのでございますが、それらのものにつきましては重複を避けまして、それらの届け出または許可を受けました機関が消防長または消防署長に通報することといたそう、かように考えておるわけでござい、ます。

そのほか、この消防法の改正に関連をいたしまして、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の事故防止に必要な規定を、今回通産省所管で御提案いたしております液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案等の中にも所要の規定を設けることといたしておるわけでござい、ます。

その二は、救急業務の拡充に関する事項でございます。救急業務を拡充することは、政府といたしまして努力をいたしてまいりましたのでござい、ます。そこで従来、人口十万人以上の市に義務づけられておりましたのを、本年九月から、人口五万人

ますし、また急でございましたので、後日、資料等で出していただくとするならば、その点でもけっこうでございますが、これに關してのお答えを願いたい。

○藤枝國務大臣 最近の事例で承知いたしておりますのは、青森市議会において、これは四十一年九月二十五日でございますが、議員の発言が市議会議員の品位を傷つけ、他人の私生活に触れ、市議会の品位を傷つけたということで、除名されました。この除名された議員が知事に対して、審決の申請をすると同時に、裁判所に対して、執行停止の申請をいたしました。ところが、これらの決定前に、市長が再議に付しまして、市議会のさきの議決を取り消すということで解決しているという例が最近——最近と申しまして、もう一年近くになりますが、最近の例としてはござい

ます。

○唐橋委員 これらの点については、あとで資料を出していただきたいと思います。

ただ、懲罰の中におきましては、御承知のように、戒告、陳謝、出席停止、除名、こういうふうにごさいます。戒告、陳謝は議会内における一つの状態として解決つくと思ひまして、出席停止と除名でございます。除名の場合には、あとでも伺ひたいのでございますが、これは重大な身分の剝奪になりますので問題がありますが、往々にして出席停止を行なう。ちよつとしたことばじりをとらえ、無礼な言辭だというふうなことで行なわれておるわけでございます。この出席停止という点には、一定期間における議員の発言権の停止、いわば基本的な身分に關するものでござい

ますので、これらも含めまして、資料等も出していただきたいと思います。

その場合に、少数派であつて、いまのように出席停止を受けるといふ問題、さらに除名を受けるといふ場合でございますが、除名の場合には、身分の保全の問題でございますから、地方裁判に對する法自体が明確になつておるわけでございますが、その他は議会内部の規律問題であるといふこ

とで、いま申し上げました出席停止等に対しては、法律上の争訟の対象になつていないという判例が出ておりますが、自治省としても、この判例のとりの見解をお持ちでございますか。

○長野政府委員 昭和三十三年の十月十九日に、御指摘のような最高裁判所の判決がございまして、議員の除名処分以外の懲罰は訴訟の対象にならないといふことで、解釈が一応確立したような形になつております。

元來自治省は、從來から議会の懲罰という問題は、原則として、それは議会の秩序維持の問題あるいは議会の品位の問題、いろいろ理由はござい

ますが、そういう意味で、たゞまゝとして議会の自律作用といふことが考えられるのであるから、争ひの対象にすることが自体が非常に疑問であるといふ考え方を持つておつたのでござい

ます。しかし、最高裁判所では、除名については、少なくとも議会の議員の身分を剝奪するといふ行為になるから、それは訴訟の対象だといふ判決がされたわけでございます。自治省といたしまして、その解釈は維持するべきものだといふふうに考えております。

○唐橋委員 そうだとしますと、ここに二つの問題が出てくるわけでございます。いま申し上げましたように、戒告や陳謝は一応除外といたしまして、出席停止処分は、いま申し上げたように、議員固有の権利である発言の一定期間の停止でございます。多数党が出席停止をしてしまふ。だとするならば、三日なり四日なり、その期間の権利の剝奪があるわけでございます。ですから、これがそのまま多数の力の前でやらねばならぬになつておるといふ事実が出てくるのでござい

ます。これが多数横暴といふことの大きな原因をつくるのでござい

ますが、これらに對してのいわば救済措置とでも申しましようか、そういう場合にどのような手だてをもつてこれに對抗すべきであるかといふような点も、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○長野政府委員 議員の懲罰につきましては、先ほど申し上げましたように、たゞまゝとして、これは議会の自律作用にまつべきものだといふこと

でございますが、地方自治法百三十五条におきましては、懲罰の種類といたしまして、戒告、陳謝、出席停止、除名というふうな、一つの段階と申しますか、要するに、懲罰に値する行為の程度に応じまして、重刑と言つては變でござい

ますが、それぞれ行為に對するところの懲罰の種類が書いてあるのでござい

ます。その規定をしております意味は、やはりその懲罰に該當する行為といふものと懲罰の種類といふものと適合すべきだといふことを法が予想していることは間違ひのないところでござい

ます。そういう意味で、客観的に受當性を欠くような懲罰の種類を選択が行なわれるといふことは許されないと申しますか、不適

当といひますか、むしろ地方裁判所におきましては、その点では条理に違反するといふ意味で、違法性を持つんだといふ判決を下しているところもござい

ます。そういうように、どういふ種類の懲罰を選択するかといふことは、議会自体の全くの自由だといふわけでは決してござい

ません。やはり懲罰の程度といふものは、懲罰事犯に該當する行為についてそれぞれ位置づけらるべきものだと思ひます。

ただ、それにいたしまして、それぞれの議会の一つの慣例といひますか、扱ひ方といふものもまた一方にあるわけでございます。したがしましてAの地方議会においては、ある者については戒告とか陳謝で済むものが、Bの議会ではある点きびしくて、出席停止といふものがなされるというやうなことは間々あるわけでございます。ではそういうことになつて非常に受當性を欠く場合に、どういふ救済措置があるかといふことになるわけ

でございますが、これは先ほど申しましたように、やはり議会の運営といふもの、議会が自主的にきめる一つの原則から考えますといふと、これはやはり議会の中におけるところの取り扱い論議といふものを通じて受當な懲罰の種類を選択する、そういうことで考えざるを得ないといふふうに思ひます。

法的にこれを救済するといふこと

がほかの方法であるかといへば、やはり自律作用であるだけに、それは議会の中で救済するとい

ますか、受當な先例をつくるということがたゞま

えだろうと思ひます。

○唐橋委員 時間がないので簡単に御答へ願ひたいのですが、私も簡単に質問します。

いまの御答への中で、議会の内の問題であることは私もわかります。しかしそれは私がいま申しましたように、多数党が長く続いた場合に、やはり多少常識的なものから逸脱しておる。こういうやうな点もやはり多数の横暴といふ、あなたが申されますやうな客観的な、社会通念的な、公平な状態を逸脱することが間々出てきているという事実の上に立つて私は申し上げているのであります。それが議会の中において行なわれるのはしかたがないのだとか、自由ではないか、やはりそれは議会の良識に待つ、慣例なんだ、こういうやうな答弁だけでは、やはりここに一つの大きな問題が生じておるというのを私は申し上げざるを得ないのでござい

ます。それについてもう一つ明白にしたいたひのは、たとえば国会の状態を見ても、現在まで五十五回ござい

ますが、単にこ

とだけで懲罰事犯になつたといふのはないやうで

ござい

ます。行動が伴つて、一緒に懲罰事犯に出

されたことがあるのでござい

ますが、国会はやは

り言論の府であり、同じ精神が地方自治、地方議

会になければならないと思ひます。それを單に、

あなたは道路知事でございます、あなたは国際級

の大ものでございます、ニックネームは悪代官といふことばがあるといふやうな点をあげただけで、もう懲罰だ、こういうやうな点を私はやはり行き過ぎてゐるといふことを指摘せざるを得ないわけでございますが、要は、そういう出席停止に對する救済措置といふのは、現在の場合はないのですか。ここをひとつ明白にお答へ願ひます。もう一べんひとつ……。

○長野政府委員 出席停止に對する救済措置は、私どもとしては現在のところないといふふうにお答へせざるを得ないと思ひます。

○唐橋委員 それだけ重要な問題なんです。やはり出席停止を、基本的な権利を剝奪されるといふものを地方議会がいま申し上げたように軽々しく行なうとするならば、これは自治省の指導としてほんとうに十分にやっていたかなければならないと思ふのでございますが、大臣も非常にお忙しいのでございまして、大臣に一番だけ……いま申しましたように、議員の一定の身分を剝奪するといふことが軽々しく行なわれておる、こういう事態をひとつ認識していただいて、今後それだけの問題が起らないように、十分なる御指導をお願いしたいと思ふのでございますが、これに對して御答弁願いたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 先ほど行政局長からもお答えいたしましたように、懲罰の種類が四種類もある。それに対して、そのどれに該当させるべきかといふことは、單なる議会の主観でなくて、相當客観的な基準でやらなければならぬものでございまして、そういう意味におきまして、こうした案件が慎重に、しかも客観的な理由をとらえながら行なわれるように、そういう意味の指導はいたしたいと考えております。

○唐橋委員 最後に局長のほうに、全国的にこの種の事業が出やすい、こういうようなことが現実また起こつてきてもおきまして、今後、いま大臣の御発言の趣旨にのつとめて——どうしても救済措置が明確でないもの、戒告やあるいは先ほど申し上げました陳謝は、これはその問題ないと思ひますし、さらにまた除名という大きな問題になつてくれば、これはほんとうの身分の問題でございまして、これは争点ともなりませんが、一番問題の中心となりやすいのは出席停止だと思ひます。裁判手続をとつても、もう終わつてしまつておる。こういうような状態があり、多数がやろうとするならば、発言を停止させようとするならば、三日なり四日なり、ちよつとしたことばじりをとらえて出席停止をさせる。こういうことが行なわれておる。こういうことはいまの大臣の趣旨の上に立つて、今後十分なる御指導をすべきであ

る、こういうふうに考えて、いま大臣の申されました点について、局長はそれを受け継ぎながら、今後十分なる具体的な御指導を願ふかどうか。それだけをひとつお答え願いたいと思ひます。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたのは、法的な救済措置というお尋ねでございまして、大臣のおっしゃいましたように、私どもも、従来からもそういう意味で、いろいろ御照会があれば、意見としてはいろいろ申し上げておたわけでございますけれども、今後もしそういう懲罰事実その他につきましても、十分な大臣の申されましたような指導なり助言なりは続けてまいりたい、こう考えております。

○唐橋委員 終わります。

○龜山委員長 内閣提出にかかる地方公務員災害補償法案を議題とし、質疑に入りまして。

○依田委員 それでは災害補償法案について御質問を申し上げます。大臣がおられますから、局長から御答弁をいただきたいと思ひます。

まず第一点は、この法案を出すということについて、大内さんを会長とします社会保障制度審議会では、答申の中で重大な疑問を投げかけておる。支払い能力に不安がないじゃないか、あつたとしても、その危険の度合いは非常に少ない。また保険料率の面でも非常に問題点がある。それから事務がはたしてスピードアップされるか、むしろダウンせぬか。それから大都市を中心とする、条例のすでにある十六団体等においては、仕事事が二重になりはしないか、こういう点で、この法律案の策定に対して、非常に重大な答申をいたしております。いわばつくらぬほうがいいという意味合いをこめた、否定的な答申をいたしておるにもかかわらず、今回これを御提案になりました

点につきまして、まず第一点御質問申し上げます。

○長野政府委員 社会保障制度審議会の意見の中に、先生御指摘のようなところに触れられておるものも確かにございまして、また審議会そのものは一応いろいろの懸念と申しますか、問題といふものについて触れられておるわけでございますけれども、全体として社会保障制度審議会が、これは絶対にいけないんだというふうな気持ちで申されておるのではないのでございまして、私どもとしては、今後の運用におきまして、そういう懸念と申しますか、そういうものを、社会保障制度審議会の御意見を大いに尊重いたしまして解消することに努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるのでございます。公務災害補償につきましても、第一に迅速で、そしてまた統一した専門機関を設けまして処理をしていくということが、現在のうちに個々の地方団体で行なわれておる場合よりもむしろ統一的な給付を与えるということ、公務員の福祉の充実といふものをより期し得るではないかという点が一つ、それから、現在適用されておりますところの災害補償の關係の法令が非常に区々でございまして、やはりその意味では公務の特殊性といふことから考えまして、国家公務員にもそういう統一したものがございますから、地方公務員にもそういうものを整備いたしましたして、そして補償の実があらがるようにしてまいりたい。確かに財政的に地方団体がこの補償に耐え得ないというわけではございませんけれども、ただ、最近の公務災害のあらわれ方は、非常に局部的に大きな事故があらわれることも、交通問題等とも関連いたしまして出てくるわけでございます。そういう場合に、規模の小さい地方団体でございまして、その点でも多少の影響は出てくることは予想されるわけでございますので、そういうことが全然ないとも申されないという点もございまして、やはり専門機関を設けて、統一的に迅速に実施をして、職員が安心して公務に従事できるようにすることをぜひ進めていくべき

だ、こう考えておるわけでございます。

○依田委員 この答申は、地方公務員は労働基準法の適用があるだけに疑問は倍加すると、こう正面切つて後半に書いておるわけですね。それから、先ほど私が申し上げました四点の理由をあげて、政府があえてこの際これを制定しようとするならば慎重に対処すべきものである。まあ、つくなら政府に提案権があるからかつてにおつくりなさい、しかし、審議会としては非常に疑問に思つております。おすめはしませんという内容の答申をいたしておる。諮問して、それを受けた答申として、私はネガティブな結論といふものは、實際局長が、はいそれじゃやりますという積極的な取り組みの原因にはならない、私はこういうふうに思ふのです。さらにこの中ではつきり言つておるうちに、一片の迅速で間に合うじゃないか、何もレベルアップを、国家公務員と同じようににダウンしてるところだけを救済するためにするというならば、行政局長の通達か何かをちよつと書けば、そのくらいのことはいまの中央官庁の権力をもつてすれば朝めし前ではないか、こういうようなことを言つておるわけですね。これに對してどうお考えになりますか。

○長野政府委員 この社会保障制度審議会のお考えは私もよくわかるわけでございますけれども、現実におきまして、公務災害補償が地方団体において十分に行なわれているという現状でないことも、これは明らかでございます。それと同時に、やはり、たとえば現業の職員は労働者災害補償法の適用を受ける。非現業の職員は労働基準法の適用がございまして、そしてそれぞれの認定機関が、片一方は労働基準監督署、片一方は任命権者といふようなことになっております。それ以外に、たとえば特別職その他につきましては、そういう制度上の保障もないという現状でございます。したがって、そういう取り扱いは区々になっておるというのが法制度下の現状であるわけでございます。社会保障制度審議会の御考への基礎にありますものを推測することはい

かがかと思ひますけれども、やはりせつかく労働関係なり労働基準法というより関係でできておる以上は、むしろそのほうへ統一すべきじゃないか。これは社会保障制度審議会のすてにおっしゃつておるお考えであります。で、私も考えますのに、そういう考え方も一つ出てくるわけでございますが、やはり公務災害補償というものの地位をだんだん確立していく必要があるのではないかと。国家公務員についてもそういうことがすてに行なれておるわけでありまして、そうしてそういう制度がだんだんと内容の進歩を遂げてまいらうわけでございますので、そういう意味でも、やはり地方公務員についても災害補償制度を確立していくということが、一種の福祉の充実という意味でもそれを統一的行ないまして、個々の地方公務員がたまたま同じケースにおいても扱われ方が違ふというふうなことがないようにすることも必要であらうと考えまして、こういつた統一的な立法を考えておるわけでございます。一片の通達でできるではないかというお話でございますけれども、いま申し上げましたような、法令の適用関係が異なっておりますか、そういうふうな内容になりますと、とうていそういうものが救済できるものではないと思ひます。そういうこともございまして、やはり統一的なものをつくりまして、地方公務員の公務災害補償というものの場所を確立していくというところは、国家公務員の場合に準じて考える意味でも必要ではないか、適当ではないかというふうな考えをたわけでございます。

結果になるわけですから、これについて労働省との経過について、ひとつ労働省のほうから御答弁を願ひたいと思ひます。

○中村説明員 ただいまの御質問でございますが、いま局長からお答えがございましたように、労働保険といつたしましてこれに統一するということとは、先生おっしゃるとおり、これは一つのお考えかと存じます。しかし、現在の状況を見ますと、労働保険におきましての大部分を占めます地方公務員の方々の非現業部門の方々には適用がないわけでございます。したがしまして、そのような方々も含めまして、労働者災害補償保険と同じようなレベルで公務災害補償が行なわれるということとは、地方公務員の特殊な立場、それから国家公務員にございまして特別な国家公務員の公務災害補償法の規定、これらを考え合わせまして、このようになつてくることができ上ることにつきまして、私も少しは地方公務員の救済に欠けるところがないというふうな考えから御賛同申し上げた次第でございます。

○依田委員 その点はこれからいろいろ質問したいと思ひます。次に、団体交渉権、これについて局長の考え方を承りたい。この法案は団体交渉権を侵害することはないかどうか。

○長野政府委員 今回の補償法におきましては、結局二つありまして、一つは公務災害補償の内容というものをできるだけレベルアップをいたしまして、そしてそれを統一的に補償するということを法的に保障したいということが一つでございます。それからもう一つは、基金を設けて、この法律で保障しております内容の公務災害補償を地方団体にかわつて基金が行なうということにしておるわけでございます。したがしましてその関係のことでございまして、この災害補償そのものについて、たとえば地方公営企業労働関係法におきまして団体交渉権を保障してあることになつておりますが、そういうものについて今回の補償法は何ら手を加えておるわけではございません。したがしまして、そういう意味では団体交渉権というものは否定をされてないのでございまして。

○依田委員 災害補償は大体従来の団体交渉の内容になつてゐる。それで本法の中で、まあ明文をもつて保障をしておらないという経過についてはいま局長がおっしゃつたとおりですが、弱い組合、弱い団体において、言いかえれば職員組合が弱いところに、すてにできておるじゃないか、そのことはもう基金ができたじゃないかということ、団交の中でこの問題を討議するケースが不当に抑圧されるということを中心としておるわけですが、その点について重ねて局長の所信を聞きたいと思ひます。

○長野政府委員 この公務災害補償につきましては、いまお話のございましたような労働者の力関係の強弱によつて違つてくるかこないかという点でございますが、概して言いますと、そういうところにおきましては、いままでも十分な災害補償というものができておつたかどうかということもあると思ひますが、そういう点では今度は法律で補償いたしますので、その点までの整備は遂げられるわけでございます。問題は、その上の問題をどういうふうな考えていくかということに相なるのだらうと思ひます。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、この法律が団体交渉権でありますとかあるいは地方公務員法におきましていゆる当局との交渉というふうな問題を否定しようとか、何とか変えようというのを考えておるわけではございませんので、その点は従来と少しも異ならないと思ひますか、変更はないわけでございます。したがしまして、問題として、この公務災害補償の上にさらに重なるような何らかの災害補償、広い意味の災害補償をどうするかという問題になりますと、その点では、この法律ができました前後における状況が変わるかといへば、私どもはあまり変わらないというふうに申し上げてよろうと思ひます。

○依田委員 次に、地方団体は条例を制定いたします本来の権能があるわけですが、この補償法

ができることによつて、基金ができることによつて、災害補償関係の条例をつくるような機運がなくなる、むしろ抑圧する。これは自治省が、自治の本旨に従つて各地方団体に對して条例制定を促進する方向へ指導すべき本来の立場にありながら、むしろ逆の作用をするのではないかと。地方団体の条例制定の権能を抑圧するような結果に終わらないかという点を非常に心配してゐるのです。これについて局長の所信を聞きたい。

○長野政府委員 基金をつくりまして災害補償を行ないますこと、それからこの災害補償を、法律上これを最低限と申しますか、最高限と申しますかという点についてはいろいろあると思ひますけれども、少なくとも現在この関係の災害補償としては、一応国内では一番高い水準のものを法律で補償する。したがつて、その点で、そこまで達するもののいゆる条例制定と申しますか、その必要がなくなつてくるというふうな意味では、条例を定める範囲が多少なくなるということにもなるかと思ひますけれども、災害補償はやはり勤務条件の一つでありますと同時に、いままでも労働保険なりあるいは労働基準法なりの適用を受けておりますように、ある面、社会保障制度の一環たる性質も持つておるわけでございます。したがしまして、そういう意味では、また全国的な見地から統一的な補償を与えるという必要もあるわけでございます。したがつて単純にいま申しましたように、それまでのレベルのものは地方団体が条例をつくる必要がなくなつたという意味では、確かに条例制定の余地が狭まつたということになると思ひますが、また同時に、災害補償の内容を保障するといふ、職員の福祉の充実といふことが、職員が安心して公務に従事できるという体制をすみずみまで整備するといふ面のプラスといひますか、そういうものも考えますと、一がい形式に、条例制定の範囲が縮小されたという面だけで論ずべきものではないのじゃないだらうかというふうな考えをたわけでございます。

○依田委員 本来、地方自治体に条例をほとんどつくらせて自治の活動をさせる方向で指導すべき立場にある自治省が、結果的ではありまして、もういふやうなことを抑圧するやうな法案、先ほど、社会保障制度審議会の答申の中からも少し無理な策定ではないかと、私は批判をいたしたのですが、自治体の侵害になることを私は非常に心配いたして、おろけであります。なおそれに関連する問題として、幾つかの団体の中にはすでに条例ができておるが、十六団体といわれておるのですが、その中には、給付の内容において本法よりも若干オーバーした規定をしておるところもある。そういう点については、たとえば休業補償の場合においても百分の百という補償をやっておるところもあるのです。こういうような点について自治法の十四条には、法令に違反せざる範囲内において有効であるという規定がありますが、この条例と法律、新法ですね、新法との関係において、条例の効力の存続の問題について局長はどのような御意見ををお持ちになっておられますか。

○長野政府委員 現在災害補償の条例を制定しております県が十一県ございます。それから六大都市の中では、四都市におきまして条例を制定しております。市におきましては二百二十市が制定しておるというやうなことになるかと見えます。町村では四百三十三ございまして、内容から見ますと、労働基準法と同一水準あるいは労災法と同一水準というやうなところが多いわけでございます。

そこで、地方団体が地方公務員法、地方自治法によりまして、職員の勤務条件その他の問題につきまして条例制定権を持つことは、これはもう御指摘のとおりでございます。したがって、先ほど来申し上げておりますように、この災害補償に關しまして、今回のこの補償法で規定しております内容のものの水準のところまでは条例をつくりませんでも実現をするという形になるわけでございますが、それ以上のものについての条例制定ということになりますと、これまた今回の

補償法は何らそこに触れておるわけではございません。したがって、当然に制定権というものは存在する、こういうことになるわけでございます。その点は先ほど申し上げたとおりでございます。

○依田委員 自治省のほうではできるだけ一元化したい、しかも均衡を保つようにいたしたいというところは、この本法の中でも原則論として出ておるわけですね。こういう均衡を保つ必要があるというの、これは法律一般の原則なんです。ところが、一元化の要素と、いま話しになっておる負担の超過したる場合、既得権、逆にいうと、超過しない場合には本法に違反するから無効だ、百分の六十以下は無効だということになっておるわけですね。ですから非常勤職員なんかで、そういうふうな財政事情なんかでもってそういうやうに百分の六十以下にしか抑えられないやうな地方団体があつたとしても、それはできるだけ引き上げるやうに指導せざるを得ないと思ふのですが、オーバーたる場合においては、超過したる場合においては、それはかまわないのだということについて私は矛盾があると思ふのです。しかも一方は地方団体の自主的な条例制定権能に基づく本来的な活動として、そういうやうに条例をすべくつくっておるわけなんです。この間において、確かに本法の中にはそういうことを否定する条文はない。しかし自治法の十四条には、法令との矛盾については、これははっきり問題にいたしておるわけですね。ですから、既得権の問題について、いまの局長の答弁のやうなお話のしかたでは、とうてい二百数十万の職員は安心ができません。重ねてその点をお聞きしたいと思ふのです。

○長野政府委員 今回のこの災害補償法につきましては、お話しのとおり社会保険の見地と申しますか社会保険、そういうもので基金をつくり、また大体同一の勤務条件であります者について、法律でその災害補償の内容の実現を保障するということが、現在の適用法令が区々にわたりまして、認定も区々に行なわれ、給付の内容も区々に行なわ

れている現状をより合理的に改善することができると考へておるわけでございますが、問題となりますのは、現在すでにこの災害補償法が予定をしておりますものよりも上回つた、水準の高い補償を行なつておるところがあるわけでございます。その点のやうな関係はどのようになるのか。それが法令に違反するやうな考え方になるのか。ならないのかというところ、一つの問題点としておあげになっておると思ふのでございます。私も考へますと、やはり地方団体は、職員の勤務条件につきましては条例制定権を持つておるわけでございます。したがって、この法律に規定するところの災害補償以上の災害補償を行なうことが、直ちに法令違反になるやうなふうに考へるかというところになりますと、私もそのやうに考へることは考へられないやうに思ふわけでございます。

○依田委員 十二人の委員のうち、第三項にありますが、この基金は、先ほど申し上げましたやうに、この法律では地方団体に委ねて行なうということを申しましたが、基金は、そういう意味で、実質の性格からいいますと、ある意味で地方団体の一部事務組合的なものと私どもは考へております。災害補償につきましては、これはいわゆる使用者の側の無過失損害賠償責任と申しますか、そういうものであるやうなところが理論的に言われておりますが、そういう意味で当然に使用者と申しますか、地方公共団体として実施しなければならぬものを、共同してかわつてやるということにいたしておるにすぎないのでございまして、したがって、その基金に運営審議会を置きまして、その責任を果したる状態におきまして基金が運営されることを保証いたしますために運営審議会を置くわけでございます。ただそういう意味で、たまたまといつたしましては使用者の代表といひますか地方公共団体の代表、要するに無過失損害賠償責任の責めを果したるものを中心にして運営審議会をつくるということ、そういう点から出てきておるわけでございますが、ただ、基金の運営

ような規定、既存条例との関係については、何ら条文上ありませんが、これはこれでいいのです。これは法制局の態度はどうですか。既存条例の廃止関係、あるいはもつと拡大する関係についての法律上の見解。

○長野政府委員 既存の条例につきましては、これは法制局には法制局の御見解があると思ひますけれども、私どもは、この法令に矛盾しない限りの部分は、もちろん有効に働くとするやうに考へております。

○依田委員 運営審議会について、十一條について御質問申し上げます。

これは自治大臣が任命をするということになつておりますが、十二人の委員のうち、第三項にある選出母体の明確なもの以外の学識経験者は、一体どのようにしてこれを任命いたしますか。

○長野政府委員 この基金の運営審議会でございますが、この基金は、先ほど申し上げましたやうに、この法律では地方団体に委ねて行なうということを申しましたが、基金は、そういう意味で、実質の性格からいいますと、ある意味で地方団体の一部事務組合的なものと私どもは考へております。災害補償につきましては、これはいわゆる使用者の側の無過失損害賠償責任と申しますか、そういうものであるやうなところが理論的に言われておりますが、そういう意味で当然に使用者と申しますか、地方公共団体として実施しなければならぬものを、共同してかわつてやるということにいたしておるにすぎないのでございまして、したがって、その基金に運営審議会を置きまして、その責任を果したる状態におきまして基金が運営されることを保証いたしますために運営審議会を置くわけでございます。ただそういう意味で、たまたまといつたしましては使用者の代表といひますか地方公共団体の代表、要するに無過失損害賠償責任の責めを果したるものを中心にして運営審議会をつくるということ、そういう点から出てきておるわけでございますが、ただ、基金の運営

の中には、やはりこの災害補償に關連をいたしますところの技術的な問題、補償の内容なり認定なりという問題、あるいはまた、基金の運営は一種の保險的な要素を持ちますので、保險計算なり保險数理などというものを考へて基金の運営をいたさなければならぬわけでございます。そういうような点がございまして、医学的、医療的な見地、あるいはまた保險数理的な経営見地、そういうものの学識経験の方を加へまして、地方団体にわかつて行ないますところの基金の運営が十分に行なわれますことを保証する意味で学識経験者を加へたい、こういうふうに考へておるわけであり

ます。
○依田委員 その学識経験者に対して、要望という質問を兼ねて申し上げたいのですが、確かに一部事務組合的な性格を基金が持つて、しかもその使用者側の無過失責任の理論の上にこれを運営していきたい、こういうことはよくわかるのです。わかるのですが、基金という独立の法人格を持った一つの機關をおつくりになつて、しかも公務上の災害、非常に機械化され、複雑多岐になり、危険の度合が深刻になつてまいりましたこの公務員の職務遂行上におけるいろいろな災害、これについて、これを認定して、これに対して給付していくわけですから、その運営の予算、決算を扱うのは基金が、独立の機關がきめるわけですから、それをやる執行機關が運営審議会なんですから、これは当然私は、極論ではありませんが、十二名の半分は職員側から、要するにその給付を受ける側から出してやつてもよろしい、こういう考え方です。局長のように、一部事務組合の延長なんだ。ですから、使用者の無過失損害賠償論の上に立つて、だから要るんだということじゃ私はないと思ふのです。また、それですから、委員のうち、一体その統計に明るい者、あるいは医者とか専門的な知識を持つ者、よくわかりますが、職員組合に対する発言権を一体どのようにしてここでお

考へてなつていますか。その点を重ねて聞きます。

○長野政府委員 先ほどから申し上げますように、運営審議会はそういう意味で、当然に公務災害に該当いたしました者につきまして、該当した者の療養なり災害の補償を必要期間、必要なだけの補償を行なう責任を持つておるわけでございます。したがつて、そういう意味でこの法律の実行が完全に行なわれませんことには、いつでも救済の措置は保障されておるわけでございます。いわゆる訴訟でございましてとか不服の審査でございましてとか、いろいろなところで公務員の側の權利保障というものが行ない得るわけでございます。基金として考へておりますのは、そういういろいろな条件の上に立つて基金が完全な運営が行なわれることを保証せざるを得ないという立場におるわけでございます。基金としてのこの学識経験者の中には、そういう意味で基金運営のために必要な学識経験を有する人を、使用者のみならず、必要な面を補充いたしまして、その能力を強化する意味で学識経験者を加へるということにいたしておるわけでございます。職員の代表者を入れるのがあたりまえじゃないかという御議論もあるかと思ひます。しかし、職員の代表をここに入れなければ公務災害補償の実現に欠けることがある、こういうふうには私も基本的には考へないのでございまして。それは当然保障されるというふうには考へておるわけでございます。

○依田委員 不服審査あるいはそういう認定のことについては、これは審査会のほうの所管であつて、何も運営審議会というのはいさういふことをするわけじゃないのです。局長のおっしゃるとおり、この審査会のほうには、われわれの立場からは最大の疑問点を持つておるわけです。ただ、第一の質問で申し上げましたように、この法律が決して喜ばれるような立場でもつてつくられてゐるものではない。自治省のほうでは、格差を統一し、一元化し、そしていろいろのあれをし、ダウ

ンをしておるものは救済をしというふうに言つておられます。

〔委員長退席、和爾委員長代理着席〕
しかし、これは一片の通達でも間に合えば、あるいは労働省の所管事項でもあり、労災なんかにもかかつておるし、現在でも行なわれておるわけですから、われわれはむしろこれはないほうがよいと思つてゐるくらいです。ですから、そういうそれは私の意見じゃない。これはあなただのほうで、大臣が公正な機關をつくつて、公平な意見が出るであらうと想定いたしておる社会保障制度審議会の公文によるところの答申なんです。そういう前提の上にこの災害補償法案が提案されておる。ですから、運営審議会が一体どうかということになれば、第一、基金の金がなくなつたら一体どうしますか。どういうふうにこれをやっていますか。当然締めつけが始まり、認定の基準がきびしくなるのです。それを大臣が任命した委員、しかもそのうちの四、五人は各都道府県、これは一応機構としては当然であります。そのほかは全部それぞれの専門家で、こう言う。これは言いかえれば、給付を受ける側にとれば、一方的な発言しかない。それなら独立の機關をつくる必要はないのです。基金なんという。これは独立の機關ですから、独立の意思を持ち、独立の運営をされる有機体です。決して一部事務組合のように、そんな簡単なものじゃないのです。これは何億という金を扱うのです。そして、これはその財政の運用によつてはどうにも締めつけもできれば、また自治省ですから、言うことを聞かぬ地方団体には交付税上の制裁だつて——そんなことは夢にも考へないでしようが、幾らだつて手段はある。ですから、私はほんとうに弱い地方団体の側に立つて、さらにその立場の弱い組合の従業員、会やなんかと違ひ。もちろんそれについても第三者的な性格がないことについて、われわれのほうでは最大の疑問を持つております。これは社会保障制度審議会が出しました四つの疑問以外に

持つておる。もつと強い疑問を持つておる。しかし、それとの關係において、運営審議会の中にやはり給付を受ける側からの利益代表的な性格を持つた者を明確に送り込んでもらいたい。そうして公正な独立機關としての基金の運用に当たらしめてもらいたい。財政の策定でも、決算でも予算でも、業務計画でも、全部そういう上に立つてやつて、保険料率なんかもうそういう形の中できめてもらいたい、こういうことを言つておるわけですから、○長野政府委員 どうも御質問の趣旨にさからうような話でちよつと恐縮なものでございますが、むしろ運営審議会というものは基金の役員であつてもいいというふうな性格を持つておると私どもは思ふのでございまして。ただ、執行機關にしてしまひますと、いかに執行機關が多くなり過ぎますし、やはりかたがたある意味で議決機關にしまして運営のコントロールをしていく、それによつて補償を確実にするといふようなことにするほうが基金運営上も能率的ではないかということから運営審議会というものを考へた。それを考へるにあつて、それであるならば、やはり基金の運営に専門的技術的な経験者といふものを入れて、基金そのものの運営といふものをより確実にすることが適当じゃないかといふふうにだんだんと発展をいたしまして、運営審議会といふものをつくり上げるという結論に達したのでございまして。そこでさらに、その中の学識経験者といふものの中に職員を代表する者を入れることがより運営が確実になるのではないかとといふようなお話にいま発展をしてきておるようにも伺えるわけでございます。私も、学識経験者といふ者の中に、医学的な学識経験あるいは保險数理的な学識経験といふものを中心にして考へておりますけれども、また一面、公務に従事しておるという意味で特殊な問題も中に出てくるわけでございますから、そういう意味で、私もこの職員の中にそれにふさわしい学識経験者がいないといふことを断定的に考へておるわけではございません。むしろ職員の中にも、ここに表示をされているにふさわしい学識

経験者があれば、そういう人も委員として加えることは差しつかえないと考えておるのでございませう。そういう意味で、この法律に予定されておる基金の運営を十分ならしめるための学識経験者といふものの要件にかなう者については、職員を加えることについて否定をするつもりはないのでございませう。

○依田委員 職員代表を否定するつもりはないという局長の御答弁ですから、この点だけにあまり時間をとつておきませんが、大体お医者さんにしる何にしろ、別にそれは理事長のブレーンにつくればいいのであって、むしろ主たる仕事は、第三号、「毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算」の策定、これが運営審議会の中で非常に重要な内容になっていると思ふのです。その次に、第五項ですね。理事長の諮問に依りて重要事項について調査審議をすることができると。ここに医者でも何でも入れればいいので、たとえばこの条項を、極端に言つて、審議して議決しなかつたときには一体どういふことになるのですか。議決しなかつたときのその効力。理事長の専断になるのですか。諮問事項だからほつておいてもいいというふうなお考えですか。その点をお聞きします。

○長野政府委員 この第五項の諮問につきましては、あるいは建議する、あるいは諮問を調査審議する、そういう意味では運営審議会を大いに活用いたしまして、重要問題を常に運営審議会の検討事項の中に加えていきたいというところで考えておるわけでございます。法律的には、運営審議会の建議あるいは諮問についての調査審議が行なわれなかつたということがありまして、基金の運営はその点で、運営審議会の意見を聞かれないというところから起るわけでございますが、基金の執行はそれによって停止されるといふことはないと考えております。

○依田委員 十三条に関連しまして、基金の業務なのですが、これに入る人の身分関係なのです。これは一たん退職でもさせてやるのか、どういふ

ようにいたしますか。量、人数、それから失効するのとか、そのときの恩給関係、休職関係なんかの処置はどうなるのかを明確にしてもらいたいと思ひます。

○長野政府委員 基金の職員は基金固有の職員でございますから、たてまえとして基金の本部、支部に基金固有職員を置きます場合は、これはいわゆる地方公務員からはずれるわけでございます。ただ、この十三条に書いておられますところの地方団体に使用される者をして業務に従事させるというのがございませうが、これは、たとえば基金の支部は都道府県あるいは六都市に置くという予定にしておりますが、そういう場合にこの業務に従事するという場合には、地方公務員の身分のまま業務に従つてもらう、こういうことを考えておりますから、そういう場合には身分の変更はございません。

○依田委員 第二十三条に関連しまして「基金の会計及び資産の運用その他財務に關し必要な事項は、自治省令で定める」これについて御説明をお願いしたいと思います。

○長野政府委員 この自治省令におきましては、会計の措置でございますとか、経理の原則、複式簿記等の簿記の原則あるいは余剰金の運用の手續あるいは事業計画とか取引金融機関の指定でありますとか、支払い方法でありますとか、一時借入れ金とかの方法等につきましての財務規程を中心にしたいたしましたものを自治省令で規定することと予定をしております。

○依田委員 自治省令の内容については参考資料の六〇ページだそうでありまして、このうちの余剰資金の運用についてどのような方針をお持ちか、それから取引金融機関の指定、これは一体どの機関がどういふ原則にのっとりどういふような指定をするか、これを明確にしてもらいたいと思ひます。

○長野政府委員 基金の余剰資金の運用につきましては、現在一応予定と申しますか、案としていろいろ検討しておりますところでございますが、運用

の方法といたしましては、銀行への預金あるいは郵便貯金あるいはまた信託銀行等への金銭信託、それから地方債とか国債とかの債券の取得でございますとか、非常に安全確実な有価証券の取得あるいは公共性の非常に高いものの取得というふうなものを考えておるわけでありませう。取引金融機関につきましては指定は、それは理事長が自治大臣の承認を得て取引金融機関をきめるというふうなことを考えております。

○依田委員 これは自治大臣の承認を得て——自治大臣がきめるのですか、それとも各都道府県に指名権をまかすのですか。

○長野政府委員 基金がきめるわけでございます。それから支部につきましては支部長がきめる、こういうことにいたしたいと思つております。

○依田委員 四十九条に関連して、この負担金の問題なんです、これは、たとえば四十二年度、ことしの試算が何かあれば、それをもとにして御説明をお願いしたいと思います。ことしがなければ去年でもけっこうですが、最新の資料に基づいて、負担金の問題が具体的に一体どうなるか。「事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合」云々と書いてあります。この説明をお願いします。

○長野政府委員 地方団体の負担金は、四十二年度では、四十二年度全体で推計をいたしておりますが、それでは大体十七億四千万くらいになるというふうな見込みでございます。それは公務災害補償に要する経費と、それから福祉施設に要する経費、それから事務処理に要する経費、そういうものを加えていま推計をいたしておりますところでございます。負担金の負担のしかたといたしましては、地方公共団体の職員の中を、大まかでございますが、あるいは教育職員、あるいは警察、消防職員、それから公営企業の関係の職員、あるいはその他の職員というように類別をいたしまして、それぞれに、大体地方団体では同様な勤務条件にあるものというふうなことを考えて、そういう種類

別にいたしまして、従来からの経験によりまして、それによつて災害にかかりやすさ度合いというものがあるわけでございませう。それで、大体そういうことで考えていけばどうだろうか。これは、所要経費といたしまして、給与総額のパーセントで割り直しますと、たとえば教育職員については大体千分の〇・三くらいでいけるのではないだろうか、あるいは警察、消防職員は、職務上の関係からいたしまして危険度が非常に高いのでございまして、千分の三・〇くらい、公営企業とかそういうところになりますと、一・四ないし一・七くらいというふうなことで、いままでの実績等を勘案いたしますと、大体そういうことで考えていけるのではないだろうか、そういうことで、所要総額といたしましては十六億程度のもので用意することと考えるのでございませう。もちろんその間に、たとえば給与総額を基礎にして補償が行なわれますから、ベース改定その他ございまして、その点で所要総額も変わってくるわけでございますが、一応はそういうことで考えております。

○依田委員 この中で一体基金の事務費関係、人件費、そういったものはどのくらい、たとえば負担金率が千分の〇・八七、そういう数字がいま出ておるようでありませうが、この中で一体何％くらいを、あるいは十七億なら十七億の総金額の中で一体どのくらいを、経費関係として、パーセンテージなり金額でもって中へ含ましておるか、これを明確にしたいと思ひます。

○長野政府委員 大体事務費関係は総額の中で七％くらい、額にいたしまして約一億四千万くらいを予定をいたしております。

○依田委員 基金本部の人員が二十数人、基金の本部といふのですか、会社でいへば本社みたいなもので、それから各都道府県は全部業務、あるいはそういう形で、建物については別の条項でこれをやらせておる、一緒に共用すべし、一緒に使つてやれ、都道府県は協力せよというふうな内容があつて一

億という数字なんですが、これをもう少し明細に発表してもらいたいと思います。

○長野政府委員 お話しのようなことであります。が、いま、まだ正確に推計をしておりませんので、はっきりしたことをお答えできないのでございまして、いま申し上げましたように、総額の約七割程度、約一億四千万になるであろう、そして本部と支部とは大体半々くらいの割合になるのではないだろうかというふうに考えております。支部につきましては、基金の職員を置くことは当然できるわけですが、従来から公務災害の関係等に熱心しておられる者等を、直ちに支部の専門の職員として置くというよりは、人事関係やいろいろなございまして、そこまですればまた支部の経費の算定も変わってくると思いますが、発足におきましては大体半々くらいで発足していくというふうに考えております。

○依田委員 これはメリット方式は労災のようにとるのですか、それなのですか。

○長野政府委員 メリット方式はとらない予定でございまして。地方団体は企業者と違っていて、本来職員の安全とか衛生についての責任を負っておりまして、そこで事故が少なければ掛け金を減らしてやるなどということでものを考えていくことはむしろいたさないで、職員ごとの負担金率というものは、事故によりまして、たとえは災害等がございまして、ある地域については特に公務災害が多いということもございまして、けれども、あるいは特に少ないという場合もあると思っております。地方団体は、そのメリット方式によって何か事故率の低減をはからなければならぬという性格のものではないのでないかというふうにも考えまして、とらないわけではございません。

○依田委員 警察職員とか消防職員なんかもパーセンテージが非常に高い、千分の三というふうな数字を持っておりまして、あとは低いところが多い。教育職員はその一割というふうな状態で、それから一億に近い事務費の予算、決算、これはそれらの関係で負担金の率の決定を運営審議会でするわけですね。

○長野政府委員 費用の負担につきましては、法案の四十九条の二項に、前項の負担金の額は、政令で定める職種の別による職員の区分に応じて政令で定める割合とすることによりたしてございまして、その割合は政令で定める予定でございまして。

○依田委員 こういう政令で定めまして、定めたものを一応機械的に算出した数字を扱うということになって、それが総額で十七億、ペアを含めるとそのうちの数字になるというのですが、これは膨大な金額なんです。もちろん四万五千件近い給付もやるわけですから、災害もあるわけですから、たいへんな金額なんです。これらを含めて実際の運営に当たると運営審議会、これについて、先ほどの質問に戻りますが、学識経験者という形で、この法で給付を受ける側からの利益代表を、やはり私は最後までお願いをしていきたいと思っております。これはメリット方式に切りかえる時点、あるいはその必要が永久にないというお考えかどうか、その辺のことをもう一ぺんお聞きしたいと思います。

○長野政府委員 メリット方式は、先ほど申し上げましたように、地方公共団体という性格からいたしまして、そういうことが必ずしも適当じゃないのじゃないかというふうにも考えておりますので、採用する方針は将来ともとらないつもりでございまして。

○依田委員 いま労災は大体二千万人、一応支払い負担金は、義務的なものを入れれば七百億近く赤字——形は赤字という形で報告されております。この決算で、一割という数字が当てはまるかどうか知らぬが、二百数十万の地方公務員の世帯でありますから、これで十七億近いお金を持つていくというところで、これをメリット方式によらずに運営していく。しかも、運営審議会の中で一切の予算、決算をきめていく。こういうことになると、まだ法律が通らない段階ですが、これを成案に持っていってまいりました過程の中における

いろいろのデータの時から、将来五年なり十年なりを展望して、一体この掛け金はどのくらいにふくめていくのですか、この点ひとつ……年金あるいはその他の支払いはまだ先になるでしょうが、その試算があればここではつきりしてもらいたいと思っております。

○長野政府委員 過去からの地方公務員のデータを私も調査できる限り調査いたしておりますが、三十八年から四十年くらいまでは、大体二割くらいずつ補償額が上がってまいっているようにございまして。それから、今後ともそういう趨勢で上がっていくかどうかということになりますと、片一方では、これはあまり予想してはいけないことかもしれませんが、ベースアップその他もあるわけではございまして、負担金の率を直ちにどんどん果敢とさせていかなければならないというふうには必ずしも考えておりません。それからまたメリット方式との関連ということになるいはならぬいかもしれませんが、その後の状況によりまして、職種の分類を改めまして、あるいはまた職員の種類の分類の中で負担金率を多少変更しなればならないというふうなことは今後起こるかもしれないが、全体として逐年負担金率を上げていかなければならないというふうには考えていないのでございまして。

○依田委員 負担金率を上げない、逐年上げない方針だ。毎年上げられては実は困るわけですね。また、これはでき上がった法人はこれは永久に命があるわけですから、あまりそういうところまで私も御質問申し上げないし、また質問をいたしまして担保といいますが、保証が一体どこまであるかという点を疑問に思われるわけなんです。たとえば昭和三十八年度に七億七千万であった。昭和三十九年度に十億四千万であった。昭和四十年、これは決算がきまったら数字らしいのですが、十一億八千万であった。四十一年度はまだ資料がない。四十二年の積算は、ペアを含まして十五億六千万である。こういう資料を自治省側で持つておるわけですね。それから、これは総平均では千分

の〇・八七、それを公務員別で警察職員がどう、教育職員がどうという形で出して、これを機械的に人数にかける、こういうことになっておるわけですね。しかしこれは一体どういう確率といいますが、正確な資料の上でこの料率はきめられるのですか。あるいは千分のほんの下のほうの数字を一つ二つ動かしても、億という金が動くのです。そういう中で、労災はすでに三百数十億円の金がいま余っております。支払い負担金が、義務的なものをいれればマイナスのところへいってありますが、それを有価証券に投資してみたりあるいは基金の運営審議会がきめる指定金融機関、大銀行に入れてみたり、こういうことをやるわけですね。これには職員代表が一人もおられない。十二人もおりながらおられない。しかも政令のほうは、下のほうの数字を一つ二つ動かせば億の金が動く。しかもその積算の基礎になるデータなるものは、これは一昨年決算のときの数字ですから、しかも将来のペアその他の情勢については全然わからない。それは政府の政令できめるのだ。言い換えて自治省がきめるのだ。いわば自治省の所管がきめるわけなんです。その執行は、職員代表は全然抜きで運営審議会がきめているけれども、この点について、負担金率、運営審議会の運営、これはまたあとで触れますが、一番重点である審査会の運営、その審査会の認定の問題、どうも局長、私は十分納得できないのですが、重ねて御質問申し上げます。

○長野政府委員 各職種ごとの負担金率の算定でございまして、これはどういう方式でやったかという点になりますと、ほとんどつばら過去の実績から考えまして、ある平均的な数字となるというところになるわけではございませんけれども、各職員の区分ごとに割合を出しまして、これを積み上げて計算をした、こういうふうな申し上げるほかにないのでございまして、なお補足いたしました担当のほうから御説明をいたします。

〔和爾委員長代理退席、委員長着席〕

○内山説明員 この算定方式につきましては、実は政令段階で各省とも相談しながらきめていきたいと思っておりますので、具体的にこういたしますという確定的な考え方が固まっておるわけではございませんけれども、大体の事がどのくらいになるかという見通しを立てますために、実績の数値を使いまして、職種別に大体先ほど申しましたようなことでのけるのじゃないかというふうにしておられます。なおこれを算定いたします場合には、そのほかに、今後災害補償の件数なりあるいは金額なりの伸びがどういふことになるかという見通しを立てる必要があるわけでございますけれども、この点につきましては、地方公務員関係だけの数字ではきわめて不十分でございますので、あわせて国家公務員の最近における災害補償の件数なり金額の伸びがどうであるか、あるいは労災関係の伸びがどうであるかというふうなことも参考しながら検討していきたいというふうに思っておりますが、現在までの数字で申し上げますと、過去三カ年における実績で割り出した数字、これで大体いけるのではないかと申し上げますのは、過去三カ年間に毎年ベースアップがございましたので、率をかけたままとなる給与総額のほうも伸びておるわけでございます。この給与総額の伸びと補償の金額の伸びと見合つたような傾向も出ておりますので、したがって、過去三カ年間の実績から出しました先ほどの数字で大体いけそうだとおもうに思っておりますが、なおこの点については政令を作成する段階で検討を重ねていきたいと思っております。

○依田委員 保険料率の負担金の率ですね。これは私は非常に重大だと思っております。これを政令で定める。その基礎になるデータなるものは、一兩年過去の数字を、しかも将来の不確定な条件を展望しながらきめるわけでございます。ちよつときめただけでもたいへんな金額が動く。ですから私は、自治省が災害補償の法律をお考えになる気持ち、基金というふうなものか何かつくりたいという気持ちもわからぬではないのですが、非常に動いておる条件の上に、しかも膨大な金がきめられていく。形は政令その他一応整つてはおるものの、実際の運用については、実際に給付を受ける側からする発言の機会が何らないという点を私は重ねて申し上げておきます。

○長野政府委員 非常勤職員の中に特別職、一般職があるわけでございますが、正確な数字がつかめるところと、なかなかつかめないところと両方あるわけでございますが、一般職の中で、臨時職員とか日雇い職員とかいふものの数字は残念ながら十分つかめておりません。船員についても十分な資料がございません。一般職につきましてもは、失対事業の労働者その他四十一年の十二月には二十三万八千、それから消防団員、水防団員という関係では百三十八万六千、それから学校医、歯科医、薬剤師等で四十四万一千五百四十八、それから議員におきまして八万二千二百二十二、行政委員会の委員十二万一千八百九十五、これは三十八年七月一日でございます。それから付属機関の統計の調査員が二十六万人、民生委員等もございまして、これは十二万九千七百九十三、母子相談員、婦人相談員千三百二十六というふうなことで、合計いたしますと、不明のものがだいぶ中に入っておりますので恐縮でございますが、二百五十万以上に相なる、こういうことでございます。

○依田委員 そうすると、第六十九条の非常勤の地方公務員に対する補償の制度を定める義務規定ですね。これは、いま局長がおっしゃいました二百五十万の消防団員あるいは統計調査員あるいはその他の方々に対して義務化しているものと理解してよろしいですか。

○長野政府委員 その中で、たとえば消防団員とか水防団員等は、現在消防団員等公務災害補償等共済基金法によって行なわれておるわけでございます。それから、学校医とかそういうものは、公立学校の学校医等の災害補償法という特別な法律がございまして、それによって現在救われております。船員は船員保険法のほうでいくことに相なります。失対関係は労災保険法でいくことになりまして、この六十九条の適用がおりますのは一般職の臨時職員、それから非常勤の臨時職員、それから議員、行政委員会の委員、付属機関の委員、統計調査員、民生委員、母子相談員その他いろいろで、大人数にいたしまして七十八万五千以上の方がこの条例によって適用される、こういうことに相なります。

○龜山委員 依田君に申し上げます。自治大臣、特にいま十分間こちらに出席することになりましたから、ひとつ大臣にお願いいたします。打ち切りまして、大臣お忙しいところを来てくれたので、さつそく一番重要な質問点について、ごく簡単に御質問申し上げて、大臣が御帰りになりましたあと、関連して局長にもお聞きしたいと思ひます。

それは五十二条、審査会に関連して、五十六条までに関連いたす質問であります。大体この審査会は本部が五人、支部が三人をもつて構成をする、それで、出席委員の過半数をもつてきめる。これについて、本部の五人あるいは支部の三人はどのような選出母体あるいは選挙基準をもつてこれをなしますか。その点からお聞きしたいと思ひます。

○依田委員 これですが、支部の審査会は三人だ。この中に学識経験者というところなんを入れた、また二人の場合に、一人休んじやったときには一体どういふふうにしてきめるのですか。

○藤枝国務大臣 いま申し上げましたように、たとえば三人の支部の場合におきましては、医療関係あるいは法律専門家あるいは行政事務、特に人事関係等の行政事務経験者というふうな者を一応予定をいたしておるわけでございます。

それから、審査会の議事は過半数の出席ということでございますから、三人の場合は二人ならば開けるということになるわけでございます。

○依田委員 私、勉強しないのでよくわからないのですが、審査会の委員を選んでおられますか、お答えをお願いいたします。並びに共済も関連をいたしまして……

○中村説明員 労災関係につきましては二つございまして、まず労災保険審査会というものが各都道府県基準局に置かれておるわけでございます。これは職員でございます。それから中央におきましては第二審の労働保険審査会におきましては、これは六人の委員をもつて構成されておまして、一人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。かように相なっております。

○依田委員 大臣にお聞きしますのは、この支部審査会について、いま労災のほうのお答えがありましたけれども、内閣総理大臣が任命をされましたけれども、両院の承認を経て総理大臣がきめる、こういうふうな第三者的な、第三者機関的な性格をこの支部審査会が持つておらない、あるいは本部も同じようであります。いわゆる五十三条の審査会も持つておらない。これを私は非常に不満に思ひまして、この点を実はこれからひとつしつこく御質問申し上げたい、こう思つておるわけなんです、起草の段階において、どういふ

わけでこれを第三者的な機関にしなかったのですか。

○藤枝国務大臣 先ほどもお答え申しましたように、この委員は学識経験者たる者のうちから理事が委嘱する。その学識経験と申しますのは、いま申しましたように相当専門的な問題でございまして、医療関係とか法律関係とか、あるいは人事行政を担当している者を充てるわけで、そういう意味におきましては、基金の理事長が、いわゆるおことばにあるような第三者機関ではございませぬけれども、相当中立的なものと申しますか、公平な審査ができるような構成にいたしておるのであります。まして、労災におけるような方法をとらなかつたわけでございます。

○依田委員 この基金は独立採算なんですね。そして運営審議会は、先ほど局長に御質問いたしました。これは全然給付を受ける側、認定をされる側、公務災害を受ける者の側からの代表はこの運営の中に入っておらない。それに関連をして、負担率というものは非常に不確定な数字の上に、また政令でいきますから、将来を見越して何となく不確定な数字を機械的にかける。しかも十七億円なんという膨大な金は、これは将来は何十億にもなるのです。労災がすでに持っているように、三百数十億円の余裕金を持つに至るときも私はそう遠くはないと思います。こういうような中においてこの審査をされる、公務災害の認定をされるその機関が、不服審査の救済の機関が、学識経験者だから、医者なんだからこれは客観的な判断ができるのだ、こういう考え方でいいは私としても納得ができません。もうすでにこんなものは類型化しておるのです。一年間に四万件ございまして、類型化しておるのです。ただ争うところはどこかという、それはかけるほうから、要するに使用者側からは、これは公務災害じゃないんだ、公務中じゃないんだ、こんな災害はこれは入らないのだ、かけられるほうは、公務執行中ではございまして、これが論点になるのです。何も医者の判断とか弁護士の出身でなければならぬ委員

員を必要とするような判断とか、そういうものじゃない。非常に類型化されておるのです。こういう中で一番重要なことは、その判断をする者の立場が一体どういふ側からの利益代表、という言い過ぎであります。そういう選出母体になっておるか、こういうことを心配するのです。それは使用者側——自治大臣から運営審議会の理事長、それから委嘱して支部、それから支部が今度はまた委嘱する、こういうことになって、決して白紙の第三者機関の性格を持つておらない、これを私たちは心配するのですが、重ねてその点について御答弁をお願いします。

○藤枝国務大臣 確かに理事長が委嘱をする。したがって、まあ俗なことで言えば理事長側に有利なと申しますか、加担する者ばかり選出するのではないかと、第三者的な機関にならないではないかという御意見でございますが、私はこういう基金の性格からいたしまして、こういう学識経験者から審査委員を選ぶということによりまして、客観的な判断——結局争いになるのは、いまおっしゃいましたような問題が多いとは思いますが、そういう意味におきまして、人事行政の実務担当者として経験のある者、そういう者を選ぶことにによりまして、客観的な判断は、この形におきましてもつき得るものと私は考えておるわけでございます。

○依田委員 それは大臣は、つき得るものとお考えになつて、この法案を御提出になつたわけですから、それはけっこうであります。ただわれわれは、そういうことはつかない、お釈迦さまでもできない、こう思つております。なぜ労災のように、総理大臣が中央審査会——都道府県の審査会のほうに、これは審査委員を労働大臣が任命する、これは上級の機関に救済機関がありますからけっこうであります。しかし中央審査会、一番大事な最終の審査をなす審査会は、これは総理大臣の任命であります。両院の議決を前提としておるわけですから、あるいは共済は、これは折半の負担ですから当然といふものの、はつきりこれは被

使用者側の代表を機構内に送り込んでおるのであります。これだけです。国家公務員のあれはどうか知りませんが、地方公務員の災害補償について、この審査会がこういうふうに一方交通で、自治大臣それから運営の中心の理事長、それからこういう形で一方交通で、使用者側の代表者だけをやつてきて、そこで予算、決算をきめる。料率をとつて、できるだけ独立採算だから締めつけて、経費をできるだけ余すように指導する。これは独立採算ですから、無制限に出すわけにはいかないのですから当然であります。ということになれば、災害の認定は辛く辛く持つていけ、これは四万件でありますからたいへんな数なんです。そういうことが逆にこれは一方には出てくるんじゃないかという心配もありますから、その面からする財政の問題ももちろん別個に出てまいりますけれども、この点についてどうしても納得ができません。われわれのほうでは、これを最大の問題として、同様と一緒に相談をいたしておりますが、なぜこの審査会を第三者機関にできなかったのか、労災と同じような性格を盛ることができなかったのか、重ねてお聞きいたします。これは最重要点ですから、大臣からおことばをいただきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 一応経過を御説明いたさせます。

○長野政府委員 それでは御説明を申し上げさせていただきます。基金の一つの機関であるという点でいろいろ御議論があるわけでございますが、中央審査会は第二番であるだけに、取り扱いとして第三者機関のほうにすぐれておりはしないかという御意見、まあそういう御意見も確かにあるわけでございます。ただ、この審査会にいたしましては基金の運営にいたしまして、申し上げておきますように、これは使用者の損害賠償責任というものを十分に実現をいたしませんことは、この処分とか認定そのものが一種の行政処分でございます。必ず行政不服審査の対象になるわけでございます。したがって、そういう意味でも、責任の

ある機関として審査会というものは構成いたしました。と、一方の考え方で認定なり給付というものの審査を決定するというわけにはまいらないのでございます。そういう意味でも、最終的に行政処分として行政不服審査の対象になるという性質を持つておるこの災害補償の不服の申し立てを審査するわけでございまして、おのずから理事長が選任をするにいたしました。審査会としての公平な、専門的な機能が発揮できるような人選は当然にせざるを得ないというふうに考えておるわけでございます。私ども伺いますと、国のほうは人事院の職員が行なつておるわけでございます。それから労働者災害補償のほうは、先ほど労働省のほうから御説明があつたとおりでございます。国家公務員のほうは人事院の内部組織の中で行なつておる。労働者災害補償のほうは、いまお話しのような機関が設けられておる。ちょうど地方公務員についてはその相中のところで審査会を構成する、こういうことになつておるのであります。

○依田委員 大臣が予算委員会御出席のためというので、これは社会党要求の予算委員会でありまして、けっこうであります。ただ、この審査会の問題、それから先ほど述べた運営審議会の問題、これはたいへん重要な問題で、私のような一年生はほんの口をやっておればいいので、あと同僚、先輩からあらためてこの問題をひとつ大臣質問をお願いしたいと思います。

それでは局長にあらためて、その問題はその辺でおきまして、先ほどの非常勤の職員に戻りますが、これは非常に単価が安い職員がおるわけですね。たとえば高等学校あたりの時間講師などは、いま時間給で三百円ぐらいだったものを二十五円程度上げたのですが、三百二十五円ぐらいに東京都の場合上げて、時間的にせいぜい二、三校しかかけ持ちできない、こういうような非常に単価の安い非常勤の講師、職員に対して、地方条例に義務化する。二つの点を心配するのです。一つは、財源がないために百分の六十までの予算をき

めることができない。百分の五十なり、百分の四十なりで、百分の六十というこの本法が要求をいたしておりますだけの財源がないというときには一体どうしますか。

さらにもう一点は、そういう安過ぎる額に対する、その百分の六十なりという補償ではほとんど朝めしぐらいしか食えないというような状態のときに、一体これは救済方法がありますか。

○長野政府委員 非常勤職員につきましては、統一的な制度としてこの法律の中に載せることができませんでしたのは、先ほど御説明を申し上げましたように勤務の状態なり種類なりが非常にまちまちでございまして、したがって統一的にこれを考えることが技術的にも非常に困難だということもあるわけでございます。したがって、これは地方団体が条例で定めるところで、本来の形にこれは返つておる。むしろ地方団体の自主性にまかせるといふ点では、先ほどの御指摘からいへば非常にいいわけでございますけれども、ただ、それだけでは御指摘のような難点がございまして、私どもこれから最低保障といふことの意味合いというものの多少含めまして、条例、準則等によりまして地方団体に適切な条例制定ができますようにぜひとも指導してまいりたいというふうに考えております。

それから財政的な問題につきましては、そういう意味で非常勤職員の公務災害補償法についての補償が実現し得るような財源措置といふものは当然これは考えられなければならないというふうに思っております。

○依田委員 十二時半までということでございますが、時間をこえましたので、あとスライド制あるいは給付内容についてはまた後日に譲りまして、私の質問はこれで終わります。

○龜山委員長 暫時休憩いたします。
午後零時四十七分休憩

午後三時二十六分開議

○龜山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方公務員災害補償法案に対する質疑を続行いたします。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 まずお伺いをいたしますが、地方公務員災害補償法案であります。従来まではこの法律がございせんので、地方公務員の災害補償につきましては労働基準法、労働者災害補償保険法、この二つの法律、さらには地方公務員法、地方公営企業法に基づきますところの交渉なり、あるいは条例なり、こういうもので解決をしてきたと、かように存するわけでありまして、そのような従来の経過からいいますと、この地方公務員災害補償法は、当然労働基準法並びに労働者災害補償保険法の趣旨のつとめて規定されるべきもの、かように考えるわけでありまして、この点はいかがでございましょうか。行政局長にお尋ねいたします。

○長野政府委員 公務災害補償の内容につきましては、補償の内容、方式につきましては、お話のございまして、労働基準法なり労働者災害補償保険法と、公務災害という特殊な問題としての問題もございまして、基本的には大体同じような内容を考へて規定をされております。またそのあるべきものだと思っております。

○山口(鶴)委員 局長がいまお答えになりましたように、従来の経過が労働基準法それから労働者災害補償保険法、これで処理をいたしてきたといふこともございまして、私はこの地方公務員災害補償法の運営審議会の構成あるいは審査会の構成といふものも当然労働基準法並びに労働者災害補償保険法の趣旨のつとめて運営されることを望ましいのじやないかと思ひますが、労働省の御見解はどうでしょうか。

○中村説明員 労働省といたしましては、やはり自治省で地方公務員の方々の公務災害につきましてもの法案を提出なさつておられるわけでございます。したがって、この地方公務員の方々の特

殊性にかんがみまして、自治省でお考えになつておられますこの考え方、これは私は正しいと思ひます。

○山口(鶴)委員 どうも労働省は遠慮しているのではないですか。労働者災害補償保険法に基づきます運営審議会の構成、それから審査会の構成といふものと、今回のこの地方公務員災害補償法の運営審議会の構成、審査会の構成といふものはまるきり違ふじやないですか。そういう違ふということだけは認めになるでしょう。どうですか、労働省。

○中村説明員 仰せのとおり、違ふということとはございませぬ。

○山口(鶴)委員 労働省は当然労働者の福利厚生なり労働者の災害を防止するなり、そういう面について努力をせられなければならぬ官庁ではないですか。とすれば、今日まで地方公務員が労働基準法並びに労働者災害補償保険法の中で、この労働災害に対してとられておりますような措置がなくなるということについて、けっこうだということはおかしいじやないですか。どうですか。

○中村説明員 ただいままで地方公務員の方々の大部分を占められます事務職の方々に、労働法は適用がなかつたわけでございます。したがって、そういう関係から、今回地方公務員の方々の統一して労働補償の内容と同じようなものを提案されるといふ点につきましては、私どもはその点につきましては特に異議はないという考えでおります。

○山口(鶴)委員 私の聞いておりますのは、地方公営企業に働く人たちは確かにおたくのほうの関係の労働法の適用でもって処理をされてきた。それから一般職員につきましては条例その他で処理をされてきたわけ、その給付の内容がどうかと云つてはわけじやない。問題はこの地方公務員災害補償法によりましてこの基金ができません。その基金の運営審議会の構成といふものと、それから労働者災害補償保険法に基づきまして、

第四条で労働者災害補償保険審議会というので

きております。この四条によりまして、この審議会の委員は「労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働大臣が、各々同数を委嘱する。」というところになつております。今回の地方公務員災害補償法はそうならないことはよくおわかりだと思ひます。それで、そういう点の違ひがどうかと聞いています。そういう点について、いままで公営企業の労働者の場合は、運営審議会についてはそういう労働、使、公益の代表で審議会も構成されておる。また審査会についても、これもあとかちお尋ねしたいと思ひますが、審査会についても今回のこの法律とは違つた形になつておる面があります。そういう点について、この労働者の意見といふものが反映されないような形の法律について、いままでおたくのほうの所管でもあつた面があるわけですから、そういう点について一体どうお考えかというのを聞いています。別に自治省に遠慮なくお答えになつてけっこうだと思ひますから、どうぞ。

○中村説明員 これは午前中、行政局長からお答えになりましたように、やはり学識経験者の中でいろいろ考へるという御発言がございましたので、私どもはその線につきまして、いま先生のお尋ねの点は解消されたものと存じます。

○山口(鶴)委員 学識経験者の代表を出す、こう言われるのですが、よくこの法律を見ていただきたいと思ひます。運営審議会委員、十二名で構成をする委員は都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会、都道府県公安委員会及び地方公営企業の管理者、これは労働者災害補償法の関係からすれば使用者の代表じやないですか。それで、さらにその次にありますように規定によつて学識経験者をやはり六名出すことになつておりますが、そうしますと使用者の代表が六人、これはもうすばつときまつています。あとは学識経験者、その中から労働者の代表を考へるといふても、こちらの労働者災害補償保険法では

四条で、**勞、使、公益**みんな同数なんですからね。そうなればこの十二人のうち、とにかく雇
用者の代表がもう先に六人入っているんですから、
この勞使対等の原則というものを貫けば、この法律
はおかしいと思うのが当然ですよ。そうじゃない
ですか。半職経験者の中から何人か入るぐらいで
よろしいということならば、これは労働者災害補
償保険法四条の規定とは行つて歸るほど違つてく
る。そういうことをすなおにひとつ感想をお述べ
いただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○中村説明員　確かに先生のおっしゃいますよう
に、いろいろな方が入つていらつしやるわけであ
ります。

「委員長退席 久保田(円)委員長代理着席」
しかし私どもは、自治省とされましてこの運営の
適正を円滑にはかり、労働者の方々の保護に欠け
ることのないように運営なさるものと信じており
ます。

○山口(総)委員 違うということは認める。しかし労働者災害補償保険法ではこういう規定なんだから、自治省のはうもこの労働者の意思というものを無視することのないように運営していただきたい、そういうお答えでありますから、それではこの点はこれでやめておきましょう。

次は審査会の問題であります。審査会の問題では、労働保険審査官及び労働保険審査会法、このような法律がございまして、そこでこの地方公務員災害補償法に規定しております審査会と性格の同じ審査会の規定がここに書かれておるようでございます。これを見ますと、中央のこの審査会に相当するものはいわば二審ですね。これは第二章に規定する労働保険審査会、これが性格としては同様なものだ、こういう理解でよろしゅうございしますね。

○中村説明員 さようでございます。第二審でございます。

○山口(鶴)委員　そうして審査会の委員の任命は、先ほど依田委員の質問にお答えになったとお

り、「人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」こういう規定だといふわけですね。しかるにいま審議されておりまする法律の關係では審査会の委員は五人、支部審査会は三人、それぞれ学識経験を有する者のうちから基金の理事長または従たる事務所の長が委嘱する。したがつて二審に相当する中央の審査会は、片や総理大臣が人格、識見ともによりつばな方の中から両議院の同意を得て任命をするといふ、この任命についてはきわめて重い条件をつけておるのと同じに、片や理事長が任命する。これではどうも同じ二審である審査会の委員の任命のしかたとしては、行つて歸るほどこれまた違つてゐると思ふのですが、この点について、これまた労働省の御感想を承りたいと思ひます。

○中村説明員 この点は先生御指摘のごとく、

確かに審査会法の二十一条に書いてあるわけですね。さいます。今回のこの地方公務員災害補償法案の五十三条の審査会の構成につきましてこのようにも手続がなされることは、文面におきまして、もううはつきりいたしておるわけでありまして、ただ問題、私はあくまで運営にあると思います。この審査会の取り扱う業務は非常に専門的な業務が多いわけでありまして、専門的かつ適正に行なわれたいこと、これが担保されればけっこうではないかと、いうように考えておりますので、その点、この違いにつきまして、特にその運用並びに人選が問題でございますして、それがうまくまいりますれば所期の目的は十分に達し得るのではなからうかというように考えておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 要は運営がりっぱにされればいいのではないか、こういう御感想のようですが、しかし審査委員の任命に関する規定に著しい隔たりがあることは、これはお認めになるわけですね。

そこで次官にお尋ねをしたいと思うのです。ただいまのやりとりでおわかりいただいたと思うの

ですが、一般の労働者の方の災害補償に対してこの審査をいたしました上級審であります二審の審査会委員の任命にあつては、片や総理大臣が衆参両院の同意を得て任命をするというような、任命においても、非常に重要な手続の上で任命されるようにしているわけです。片方はどうかと申しますと、この法律ができましたあとでできるでありましようところの理事長が、どこの同意も得ることなく一方的に五人の委員を任命をしてしまふ。それからまた先ほどお尋ねをいたしましたように

に、この基金ができますと、基金の運営をいたします運営審議会委員の任命については、労使の片寄り方というものは非常にほほしいわけですね。片や労災法第四条の規定によります労災補償の運営を預かります運営審議会の委員は、労使、

公益それぞれが同数の代表を出すというような形で、労働者の意向というものが十分反映される形で構成をされている。こういう違いがあるわけですが、たいへんはなほだしい違いだと思ふのであります。ところが、こういうのはなほだしい違いを、なぜあざわけてこの地方公務員災害補償法には規定をしたのか。片方は労働者の立場というものが十分尊重されます、しかも労災の審査に当たつてこの審査委員の任命はきわめて重要な手続でやつておるのに、片方の地方公務員の労働災害にあたつては、その審査に当たつてはきわめて簡単な手続で任命される。何か地方公務員の労働災害というものとは非常に軽く扱へばいいんだ、こういう感じを次官としても十分お持ちになつたと思ふのです。どうもその点にこの法律の根本的な欠陥がある。と私は考えるわけですが、次官、どうかこの点を――これほどはなほだしい違いがあるわけですから、この違いをなぜこのような形で法律案として提案をせられたのか、地方公務員の労働災害というものは軽く扱つてもいいというお考えなのか、この点だけをお答えいただきたいと思ふのであります。局長のほうで、また次官のほうからお答えがあつてもけっこうであります。

○長野県府委員 御指摘にございますように、確かにこの運営審議会について労働省のほうは三者構成になっておる、こちらのほうはなっていないというような点はございます。この点についてはいろいろな言われ方ができるわけでございまして、先生の御指摘のようなことが当然出てくると私は思いますが、問題の考え方といたしまして、午前中にも申し上げましたが、この基金は使用者が無過失責任を負う、要するに地方公共団体が責任者である、それを地方公共団体にかわって基金が行なうということでございますので、その運営の大綱につきまして、地方団体を代表するといひますけれども、この場合任命権者を代表する者が運営審議会の主要なメンバーになるといふことは、これは当然のことでございます。

【久保田(四)委員長代理退席 委員長着席】
その場合に三者構成をとらないのはなぜかということでございますが、これはやはり私どもといたしましては、ちやうど国と労働省の労災との中間にあるということをごこの前申し上げましたが、やはり国や公共団体というものは本来公共的な任務を持つておるものでございます。それは使用者が企業の利益を追求することの必要から、災害補償その他についてとすれば敬遠をするとか、何とか責任を免れたいというあらわれ方をしがちだというふうな観点、そういうことを言ったらしかられるかも知りませんが、そういう感覚とは違うので、やはり国とか公共団体というのは逃げも隠れもしない、そして公共性を追求するために、また公務員という公務員の特殊性から考えまして、また公務員の職務をりっぱに果たさせるためにも、やはりその点では十分に責任を負うという基本的な体制が、その点では企業と違った立場で、私は持つておると思いますので、その意味で、運営審議会が必ず三者構成でなければ公務員の利益が代表されないという、それだけののみものを考えるのもどうであらうかということも一面あるわけでございます。そういう意味で学識経験者というものは、専門的な方ももちろん必要でございます

ので入れた。また職員の中にもそういう学識経験のある人がございまして、これも入れる。こういうことで、運営審議会の運営に当たりまして、地方公務員の公務災害補償が完全に実施できるということについては、私もそういう運営で支障がないというふうに考えておるわけでございます。

それから審査会につきましては、これは先ほどもお話ございましたが、審査会自身につきましては、これは労災といえども、この審査会のメンバーの中には、そういうお話しのような職員団体を代表するとか労働組合を代表する者は入っていないわけでありまして。ただ任命のやり方というものは、もちろんお話しのとおり手続が非常に違いますが、違いますが、その点ではいま申し上げましたような公共性を追求することに責任を負う国や地方団体、この場合地方団体でありますけれども、そういうものが、地方団体にかかわって行なう基金が責任をもって運営をする、基金が責任をもって審査業務をつかさどる。これは、ここで十分な認定とか給付を行ないませんことには、これはやはり一種の行政処分と考えられますから、当然訴訟の対象にもなってくるわけです。したがって、そういう意味で、言ってみれば逃げも隠れもできない、運営を公平にやらざるを得ない立場でございますので、その点で手続の重さ軽さというお話は、確かにそういう意味では御指摘のようなことはあると思えますけれども、それだから基金自身の責任ある運営によって、公務災害補償が十分に実施するに不安があるというよりなことにはならないというふうに私は思っております。

○山口(鶴)委員 次官のほうはまたお尋ねすることにしたしまして、いまお答えがございましたけれども、とにかく審査会の委員の任命の手続が全く違ひ。片方はきわめて簡単過ぎる。それからまた基金の運営に当たりましては運営審議会の構成、片方の労働者災害補償審議会の構成、これが違ひることについては次官も十分おわかりいただ

たと思うのですが、なぜ地方公務員の災害についてはかように労働者の立場を軽視し、それからまた審査に当たる、公平な扱いをせられるべき方の任命について手続が、とにかく両院の同意を得て総理大臣が任命する、理事長が、はい、あなた頼みますと言ふことは、これは幾らなんでも違ひ過ぎるのではないですか。この点いかに考えますか。

○伊東政府委員 確かにこの三者構成に比較しまして、手続その他に開きましては軽いきらいがございまして、それでございまして、この運営に当たりまして、審査に当たりまして、できる限り公平にやっていくということについては、最大限この審査会といえども勉強するわけでございまして、その点はひとつわかつていただきたいと思いますのであります。確かにその点は軽い。御指摘のとおり、これは労災法に比べて非常に軽いきらいが大いにあります。

○山口(鶴)委員 次官のお答えのありましたとおり、確かにたいへん違ひしているわけですね。といいたし、せめて運営審議会の委員、学識経験者の委員の任命に当たっては、その労災法にいう労働者等の立場に近づけるくらい配慮をもつて任命をすることが至当ではないかと思うのですが、この点については労災法第四条の規定に近づける任命を行なう。また片方は六人はきまつてしまっているのですから、労働者等というわけにはいかないのですから、少なくとも同等の水準に近づける、こういうことについてはいかがでしょうか。

○伊東政府委員 おっしゃるとおりの軽重がございまして、この委員任命に当たりましては、学識経験者を任命するに当たりまして、十分そのほうの経験のある方を選んで委員に任命するように努力しなければ、この法の欠点を補い得ないと思ふのでございまして。

○山口(鶴)委員 どうもよく聞かえなかったのですが、欠点を補うようにするということは、私がお尋ねしましたように、第四条の労働者等の線に

近づける形で学識経験者の任命をする、こう聞いている形ではいいわけですね。

○伊東政府委員 そういうふうに解釈されてけっこうだと思ひます。

○山口(鶴)委員 次に審査会の問題であります。任命の手続が非常に違ひということをやまず申し上げました。次にお尋ねしたいのは、労災法の場合は、確かに審査会の中には直接労働者代表といふものは入れていない。しかし中央の審査会に見合いますものとして、労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条に「関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名」という規定がございまして、中央の場合におきましては、関係労働者及び事業主を代表するもの各四人を各関係団体の推薦によって指名している。そして指名された指名委員の方は、この審査にあたって意見を述べ、権利もあるし、また政令等を見ますと、政令の二十九条によつて、審査会に立ち会ひもできる、そして意見も述べる、こういう形で労働者の意見といふものを十分反映させる機構があるように思ふわけですね。また第一審でありますこの法律にいう支部審査会、労災法の関係からいへば、先ほど申し上げた審査会法の第五条、ここにやはり各二名の労働者の代表を指名委員として任命をする。そして、これらの方も当然審査会における立ち会ひ、意見を述べる権利、しかもまたその意見については尊重しなければならぬという規定、こういうものがあるわけですね。ところがいま申し上げたように、地方公務員災害補償法関係については、かかる指名委員といふものはどこにもない。この点について労働者の御感想はどうでしょうか。

○中村説明員 労働保険審査会関係につきましては、二十年の歳月を経たおきまして、諸般の事例がございまして、それからまた労働代表の方々の御意見を聞きまして、今度の地公災法におきましては、このようにはっきり書いてないのでござい

は十分尊重するべきでございまして、かつまたその委員会の運営におきまして適正な運営が確保されるということは当然私も期待いたしておりますところでございますので、その点につきましては違ひはございまして、実質的には労働者の方々の不利になるような事態は生じないではないかというふうに存じております。

○山口(鶴)委員 労災法の場合は、いま私が申し上げたような指名委員の制度がある。そういう実績を自治省においても十分尊重せられたい、こういうお答えでございました。たいへんけっこうであります。

そこで行政局長にお尋ねするのでありますが、この地方公務員の中には、地方公営企業の労働者で、当然、たゞいま労働省がお答えになったような指名委員の制度があつて、そして審査にあつては労働者側の意見が十分反映する——十分と言つていいかどうかはわかりませんが、とにかくその指名委員が審査会に立ち会ひし、意見も述べられる、その意見は審査委員の人たちは尊重しなければならぬ、という制度があつた。その制度は実績として保障されるべきだということに対して、今回の自治省が提案された法律案には、せっかくそのような実績があるにもかかわらず、なぜそういう指名委員というより制度を全く抜きのしてしまつたのか、あるいは運用の中でそういう趣旨のものを生かすおつもりがあるのか、まずこの点をお尋ねしたいと思います。

○長野政府委員 審査会の審査に当たりまして、審査が非常に公正に行なわれなければならぬというところは当然でございます。また審査をするにあたりまして、その事故の発生しました状況あるいはそれを取り巻く環境、いろいろなものを審査の判定の基礎にいたしますために資料として取り寄せましたり、関係者に状況を聞きまして、あるいはまた関係者の意見を聞きまして、これはできます限り周到に行ないまして、そして審査の公正を期するということは、これは適当なことであらうと思ふわけでありまして、私も審査会

が審査をするにあたって、何らそういうものを聞く必要はないというふうには考えておるわけではございません。ただそれを、審査会法のような、特別に別個の法律の上でそういう意見を聞くというふうな、いま御指摘のごさいました指名制度というふうなものをここでとっていないというところとごさいますが、そのとっていないというのは、何もそういう意見を聞く必要がないからというところではなくて、やはりこれは先ほどから申し上げておりますように、国や公共団体というものの本質から考えまして、またこれをおかして公務を行なうて、それをそこで法律で規定しないでも、審査会の運営として自由な立場で行ない得るものではないだろうかというふうには考えておるわけとごさいまして、そういう意味からいいますと、必ずこの指名制度というものをとらなければならぬというふうにも考えてはいないわけでありまます。もつと広く意見を聞くことは幾ら聞いてもかまわないわけとごさいます。私もはそういう意味で、この審査会の審査をいたします審査委員の判定の材料を取り寄せる方法として、いろいろなやり方があると思ひますけれども、それをここに法律で指名制度という形にとることだけをしないというところとごさいますが、そういう運用の行なわれまことまで否定しようと考えておるわけではございません。

○山口(鶴)委員 どうも局長の御答弁、先ほど聞いておりますと、公共団体は、利益団体、利潤を追求する企業とは違つて逃げも隠れもせぬし、また公益的な立場もあるのだということのみを非常に強調されておるようでありまます。そこにこの労災の各種の規定と今回の法律の規定の違いのいわば根拠といひますか、うしろだてにそれをしつばし引用されるようでありますか、しかし最近の地方公営企業の実態はどうでしょうか。きょうは財政局長さんにおられますので、細野財政局長さんに聞くわけにもいきませんが、どうも公営企業の運営については独立採算を非常に強調し

て、いわば利潤を追求する会社と同一だとは私は言ひませんけれども、運営にあたつてはそういう面が非常に強くあらわれてゐる、また財政当局が財政の面からそういう点をきつめて強く指導しているのが実態ではないですか。決していまの公営企業が局長さんの強調されるような公益の面のみを考えて運営しているとは言い切れぬ点もあるじゃないですか。それからまた、過般ILOのドライヤー委員会が参りまして、日本の、特に日本政府が雇用しておるかつこうになっております公務員組合、公営企業関係の組合、そこに非常に紛争が多い、そこはやはり総理大臣みずから責任をもつて改善するようにしなければいけないのじゃないかという趣旨の答申もしておることは、局長もよく御案内のとおり。現に公務員組合の中に労使の対立といひますか、そういう面が非常に強く出ていることは趨勢ではないですか。これも、行政局長さんが公務員部などをつくつて弾圧を指導されるような気が、私はないだろうと思ひますけれども、やまもすればそういうふうな形で受け取られる傾向もないではない。ですから、この地方団体がすべて公益のみで——労使という意味では公益的な立場に立っているというところは言へぬ場合が非常に多いわけですが、ですから、そういう局長さんの理屈だけでは、これは納得をしないと思ふのです。とするならば、この審査会についても当然、運用では局長さん、考えるようなことを言つておられますが、法律の上で労災が規定されているような指名委員の制度、こういうものを一つ一つのおくことによつて、労働災害についても労働者の意見が十分反映される、労働基準法がとつております労使対等という立場にせめて近づかせよう、このことぐらいはやつてもよかつたのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○長野政府委員 公営企業その他いろいろ御指摘がございしましたが、これはこれなりにまたそれぞれの企業の実態、あり方等についても非常に問題があるわけですが、先生の御指摘の点だけでない、いろいろな問題の集約がいまの公営企業の運営の

実態に反映されておるのではないだろうかという気もいたすわけでありまます。公営企業につきましては、もちろん公共性といふゆる企業性とし申しますか、そういうものの調和をどこではかるかという問題もありまますし、一がいに言うわけにもなかなからぬわけとごさいます。しかし、そうかといひまして、あるいはまた地方団体の中での労使関係が非常に相互不信の上に立つておるような傾向があり過ぎるような御指摘もございしましたけれども、しかし現実には行政は動いていないわけでも、むしろそうではなくて、そういうケースもないとは申しませんが、本来地方団体におけるところの大多数の労使関係といふものはますます正常な形で行なわれる、その上に立つて地方自治体の運営といふものが行なわれる、私どもはそういうふうな考えをしております、現にそつと信じているわけとごさいます。そこで、国や地方団体はそういう意味で今度は審査の問題につきましても、公共性とか、そういうことを盛んに強調して、やらぬじゃないかという御指摘、これもごもつとも思ひますけれども、やはり地方公務員といふものの制度を考えます場合に、やはり片一方に国家公務員の制度があり、片一方に労働者災害補償制度、午前中にも申し上げましたが、ちやうどその相中をとつていく。と申しますのは、従来、御指摘のように、また現在もそうとごさいますけれども、現業関係については労災関係の適用を受けておつた職員もおるわけとごさいますから、そういう意味で、公務員という制度では国の制度といふものの関係も大いに取り入れなければならぬと申しますが、運営の実態といふことからは考えますと、やはり従来からの災害補償の経緯もございしますから、運営の実態では、実質はそこなわれぬように考えなければならぬ。またさう考へる基礎をいたしまして、たびたび援用するものは、やはりそれ自身が住民の福祉といふものを本来の使命にしておる団体である。またさういふ面で職員の福祉、公務員の福祉といふものにつ

いても、みずから使用者——世の中にいろいろな使用関係が多いわけとごさいますけれども、そういう意味での労使関係の模範たり得るような運営といふものも、当然その責任の中に入つていふと申つていいのではないかと。それらを考え合わせますと、この法律に特に指名制度といふような規定をしないでも運営の公正といふものは期待できるのではないかと、こう考へて、法律にあえて入れなかつたのでございします。

○山口(鶴)委員 運用で十分考慮する。運用のしかたがどうあるかといふようなことはいろいろありましようが、しかし本来は、片や労災法が法律で規定しているのですから、当然この審査会も法律で規定すべきであつたという意見は強く申し上げておきたいと思ひます。

時間、本会議後でありますからあまりかけては恐縮だと思ひますし、大臣もおられませんから十分でありますので、この問題はこれで一応おきたいと思ひます。

ただ一つつけ加えてお聞きしておきたいと思ふのですが、この審査会委員、中央の五名、支部の三名、先ほどの依田委員の質問に対するお答へですと、お医者さん、それから法律に明るい方といふから弁護士ですか、弁護士さんとも限らぬでしょうが、法律に明るい方、あと一人はどういう方だつたのですか。

○長野政府委員 支部で申しますと、いまお話のごさいましたようにお医者さんといひますか医師の関係、それから弁護士といひますか、法律問題、適用問題等もございしますので、そういう法律の専門家、それからもう一人は行政の実務経験といふものを多年持つておつた方といひます。これはそういう適任者を求めたいと思ひまして考へますが、もしそういうことのかかりをいたしまして考へました場合には、たとえば府県の人事委員会等の、人事管理といふものに常任でタッチしてありますところの人事委員会の委員長なり委員なりの中の適任者といふようなものを考へていふたらどうだろうかといふふうに考へておる次第であります。

○山口(鶴)委員 第三者の場合は、そうすると一般職の地方公務員なんです。人事委員会の委員長といえ、これは一般職の職員ではない。他の職を持つておられる方がなるということなんです、いづれになるのか。

○長野政府委員 この行政実務を多年経験した者と申しますのは、現在は現役というわけではございませんで、もうそれを卒業してしまつたどこかにおる先輩という者、あるいはそういう方が得られないときには人事委員会の委員長等、いわゆる第三者でありますので、そういう方に加わつていただくことが適当ではないか、こう考えております。

○山口(鶴)委員 いわばOBの方ですね。職員ではない。公平な機関というものは、いろいろ考え方はあると思うのですが、私はいわば突き詰めて公平ということになれば、これは労働者代表、使用者代表それから公益というものが、いわば奇数の場合は一番公平、プラス、マイナス、ゼロということになるもので、無色の人といつても、これはやはりウエイトがありまして、○・三なり、一と一なり、二と二なり、○・九、○・九九というふうな場合もあるでしょうし、やはり一番プラス・マイナス・ゼロの形というのは三者機関ではないかと思うのです。そういう議論を蒸し返してもしかたがありませんから、私はこれ以上言いませんが、とすれば、せめてこの審査会の委員の任命にあつては、使用者側の意見ばかりではなしに、理事長ないしは従たる事務所の長というわけですから、従たる事務所の長ということになる、これは都道府県の場合は知事、政令市の場合には市長というふうなことになるのですが、とする、その人が任命することになると、これもさつきの意見の蒸し返しになります。これは局長の言ふ公益のみとは言ふ場合がある、やはり運用上という面もあるのですからね。その意見ばかりではやはりまずい。当然被用者の意見なり、法律に書かなくとも運用の中でそういう意見も聞いて、できる限り公平な委員の任命をして

いくという配慮はいかがでしょう。

○長野政府委員 委員の任命にあたりましては、もちろんお話のございましたように公正な第三者をそれぞれの分野において委嘱するということが最も望ましいことだと思いますし、最も必要なこととでございます。そういう意味で、委員の委嘱にあたりましての公正な考え方というものは、実際問題としてぜひ実現するようにしたいと思つております。しかし、知事や市長が任命をするから必ずそれは何か公正だといふふうなことになるというふうにはむしろ考えないのでございまして、私どもはやはりそういう意味で公務災害補償というものの責任を負う、全責任を負うといつてもいい責任者の一人として半職経験者を選ぶわけでございますから、その点では公正な人選をぜひ実現させたい、こう思つております。

○山口(鶴)委員 地方公務員法によりまして、地公労法でもいわけですが、労働災害については当然これは給与、勤務条件の問題になるわけですね。ですから当然、従来この法律がない場合におきましては職員団体と当局との間で交渉をする、文書協定をする場合も当然あり得るわけですね。地公労法の場合は当然これは団体交渉の適用事項ですね。そこで話のまとまつたものをいわば条例にして運営してきたところも相当あるということと。としますと、そういう労働災害は明らかに職員団体と当局との交渉事項、その労働災害を実際に審査し運営するということになれば、それは私は局長の言うこともわかるわけですが、とすれば、当然使用者と職員団体とが災害のいろいろな事柄については話し合ひをしてきたわけですから、そういう趣旨も私は審査会の委員の任命にあつては生かされてもいいんじゃないか、何も法律に書けといふことは言つておりません。いわば運用としてそういう趣旨は当然生かされていいのじゃないかという感じがするのですが、どうでしょう。

○長野政府委員 お話のとおり、従来団体交渉事項として、あるいは交渉事項として、公務災害補償法につきましてはそれぞれの地方団体におきまして話し合ひなり慣行なりというもので運営をしておつた面はあるだろうと思つております。そこで、私どももそういうものにつきまして、そういう慣行なり何なりあるものにつきまして、そのいいものは、そういうものにはわれわれは毛頭思つておりません。そういうものにつきまして、そのいいものは、まずまず育てていくほうがいいわけでありまして、ただ、審査会の委員の任命ということがそういう場合にどの程度にその問題と関連させられるかといふことに相なりますと、これはやはり事実上の扱いがどうなるかといふことはそれそれ団体によつて異なるわけでございまして、そうすることが必ずしもあるべきだといふことまでは、なかなか私どもはそういうふうにも考えませんのでございまして、公正な委嘱といふことは、目的を達するためにはいろいろな相談や意見を聞くといふことは、それはあるかもしれません。それまでも否定しようとはごうも思つておりませんが、しかし委嘱そのものの最終的な責任は支部長なり基金の理事長といふものが負うという形で公正な人事が実現すればいいと思つております。

○山口(鶴)委員 もう時間がありませんから、どうもまたこれらの問題はあとの委員の方にもいろいろ御質疑があると思つておりますから、十分そういう意向はくみ取る努力はするといふ前向きな姿勢であることを確認できましたので、一応おいておきたいと思つております。

次に、この各都道府県市町村等で、すでに条例でこの種の規定を設けておりますところの問題ですが、たとえば休業補償等については百分の百という実績を条例で定めておられるところがあるわけですね。参議院の議事録等を見ましたところ、自治権はあくまで尊重するんだ、こういう御答弁のようです。それで十分わかるわけでありまして、その自治権を尊重するといふことは、決してこの百分の百といふものを否定するものではない。そういう百分の百といふ実績を持つておられるところ、自治権を尊重するといふ立場からすれば、こう

いふものは何も法律にしろ寄せて、この条例にある規定をだめにする必要はないんだ。百分の百なら百分の百でそのまゝ通しても差しつかえないんだ、こういう趣旨だと存じますが、その点はいかがでしょう。

○長野政府委員 この災害補償法は統一的な災害補償の内容を規定いたしますと同時に、基金によりまして地方団体がかつて行なう。この法律に規定されております限度におきましては、地方団体がこの災害補償をしたのと同様な効果を生じまして、その限りにおいて責任を免れる、こういうことを規定しておるわけではございません。それ以外のことを考えておるわけではございません。したがつていましてこの災害補償に、ほかといふものが、それに重なるといふものか、というふうなものがありまして場合に、それが直ちに法律上意味をなさなくなるというふうにも考えております。それはそのまゝ効力あるものと考えております。ただ、私どもとして、そういうことが非常によろしい方法だといふことまではどうも言えないわけですね。私どもとしては、今回のこの公務災害補償制度というものは、繰返し申し上げておりますように、まずまず現在の法制度として望み得るものとしてはこの程度のものだと考えておりますので、それを積極的に推奨するといふようなところまでは言ひ切れないうちでございます。

○山口(鶴)委員 よいといつて推奨はしないが、悪いとは言わないといふことですね。

○長野政府委員 なるべくこれでやつてもらいたいと思つております。

○山口(鶴)委員 ただし、自治権は否定しないといふことですね。

○長野政府委員 法律的には、まさにそのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 悪いとは言わぬといふぐらいのことは言つたほうがいいのではないですか。——その点はさらにまた他の委員のお尋ねもあるでしょうからおきます。

それから共済組合との関係ですが、共済組合の

休業給付は百分の八十ですね。しかるにこの災害補償では休業補償は百分の六十です。公務による障害でないいはば休業給付が百分の八十で、障害による休業補償が百分の六十というのでは、私は反対じゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

人事院の方、来ておりますか——国家公務員についてはどう扱っているのか、これについては付加給付ですか、いわば使用者側の出します費用のものですね。その付加給付でも二〇％は補償しておるといふふうに聞いているのですが、そのとおりですか。

○佐分利説明員 国家公務員の場合は、昨年の七月一日から休業補償につきましては二十二条の福祉施設によりまして、事故の起こりましたときに常勤職員であった者は二〇％、それから常勤的非常勤職員であった者が一〇％上積みをするということにいたしております。

○山口(鶴)委員 この点、地方公務員の災害補償関係、共済組合関係についてはどう措置をするつもりですか。

○長野政府委員 いま人事院が申されましたが、基金といたしまして、休業補償金というようないし制度を設けて、同じように二〇％上積みをしたといたして考えております。

○山口(鶴)委員 そうすればこれは基金の中から見るわけですね。だとするならば、法律にはつきり百分の八十と書いてあるわけですか。とにかく公務障害でないほうが百分の八十で、公務障害のほうは百分の六十、こんなばかきことはいはすです。これが逆ならまだわかりますがね。どうしてこういう非常識な規定をするのですか。ばつさりこれを修正して八十と書いてあるわけですか。

○長野政府委員 この公務災害補償につきましては、地方公務員の災害補償としての問題にとどまりませんで、国家公務員の公務災害補償とかいろいろの関連がございまして、いわゆるそういう手当てにつきましても災害補償として百分の八十まで踏み切るといふことになりまして、労働者災害

補償とかいろいろの関係があるというようなことから、どうもだいたい沿革なり相互の均衡なり関連性というものがあろうとございます。したがって、私どももいたしましていまのところは、御指摘のような点は確かにございますけれども、百分の六十ということを出発をいたしまして、そして付加給付ということになるかもしませんが、休業補償金というように実質の百分の八十をやはり補償をしたい。これはいろいろ沿革なり関係がございまして、どうもそこまでのところしか出てこないわけでございます。

○山口(鶴)委員 近い将来——ここですっぱり修正していただくのがよいと思えますけれども、いまのお答えならばほんとうに八十と書いていいわけですよ。これはまたあとで他の委員の方がこの点をお詰めになると思いますが、問題提起だけをしておきますが、当然いまのお答えのようならば百分の八十とすべきである、こういった意見だけを申し上げておきたいと思えます。

それから、スライド制なんです、労災法のほうでは二〇％、いわば二割の変動があった場合はスライドするという規定がありますね。これにはありませんが、どうも労災法から見ると後退している面が多くて困ると思うのですが、なぜこのような規定は置かなかったのですか。

○長野政府委員 労災法は御指摘のようなスライド規定が入っているわけでございますが、公務員関係のこの種の問題につきましては、ただ公務災害補償の年金だけの問題ではございせんので、いわゆる共済の年金、あるいは厚生年金、国家公務員の関係、この縦を見たり横を見たりということになって恐縮でございますけれども、やっぱりその横を見ないといふとかなかなかものとまきませんので、この五十七条にはそういう意味で、むしろ地方公務員共済の年金についてのスライドの考え方の規定と同じような規定を入れるにとどまっておる現状でございます、私どもはこれで満足しているわけではございませんが、現在の段

階ではやむを得ないというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 均衡論がよく出るんですが、どうも均衡論というのは、都合のいい均衡だけを持ち出すというくせがあるんじゃないですか、自治省は、均衡論で言うならば、先ほど私が問題にした運営審議会、審査会はこの指名委員を均衡をとつたらいんですよ。そつちは均衡をとらぬ。どうも都合のいいほうは主張する、都合の悪いのはおいとく。スライドも、どうもこれは金がかかって都合が悪いからおいとく。そのかわり、この都合のいい均衡は大いに主張せられる。少しアンバランスだと思いませんか。

○長野政府委員 運営審議会は均衡をとらないじゃないかと言われるようでございますが、運営審議会も国家公務員と労災との両方をにらみ合わせて、私どもは大いに努力をしておるつもりでございます。この辺がなかなかむずかしいところでございます。その点ではこの五十七条は、国家公務員とかそういう年金関係のほうにばかり均衡を過ぎているんじゃないかという御指摘の点は、確かにあると思えます。あると思えますが、先ほど申し上げましたように、これで満足しておるわけではございませんけれども、現状はまずこの辺から出発せざるを得ないということでございます。

○山口(鶴)委員 いま一つお尋ねして終わります。労働省にお尋ねしたいのですが、この今回の法律が、これは廃案になるか、継続になるか、あるいは通過するか、その辺はまだわかりませんが、かりに施行になりました場合は、いままで地方公営企業関係の職員は労災の適用で、おたくのほうの適用だったわけですね。それが今度はこの法律でもって処理をされていくことになるわけですね。特にこの地方公営企業ないしは清掃関係の労働者、相当災害が多かつたんじゃないかと思えますが、その関係もありまして、本年の二月ですか、労働省におきまして安全衛生要綱をおつくりになりました、そして清掃労働者関係の安全基準といえますか要綱をつくって、労働基準法は

これらの職員に適用になるのですから、そういう立場からこれらの職員の人たちの労働基準を守る、こういう努力をせられたと聞いておるわけがあります。ところが、今回の法律が施行になるということになりますと——労働災害は労働基準局関係であったから、災害の状況もわかつた、だからこの労働安全基準についても要綱をつくつていろいろ指導をされた。今回の法律が通れば、今度は災害関係はこの基金がやることになるわけですね。そうしますと、そうでなくとも労働基準局は、労働省は、地方公営企業あるいは地方団体等の労働基準についてあまり立ち入らないという悪習がありました。いま問題になっている各種学校の警備員等の問題についても、労働省のほうは一週間に一ぺんという基準をきめておるわけですね。それ以上はいかぬ。ところが小さな学校に行くと、一週間に二回も三回も宿直をやっている。労働省の出したところの基準からはずれていくというの、労働省は目をつぶってきたという経過があると思えます。それでなくとも、いま言つたような傾向がある。そうしますと、せっかく労働省が清掃関係の労働者に対して安全衛生要綱をつくつて、労働基準について要綱をつくり、いろいろ干渉するといひますか、監督するといひますか、当局に対してこの指導をやつた。今度この災害の部分がなくなつてしまつたから、もうあまりこの関係はないというよりなこと、この安全衛生要綱をつくつたけれども、たなざらしになるというよりなことがあつてはならぬと私は思ふ。だから、労働災害の事は基金のほうにかりに行つても、労働基準を守らせる、安全基準を守らせる、こういう努力は労働省としてやつていくおつもりがございまして、この点、念を押しておきたいのが一つ。

それから自治省のほうにお尋ねをしたいと思ふのですが、そうなれば、今度は労働災害関係のデータを労働基準局のほうにもどんどん渡して、そうして労働者の労働基準が十分守られるようなそういう努力も、自治省としてやる必要があるん

じゃないか、このように思うのですが、この点に
対する自治省の御見解はどうでしょう。

○中村説明員 山口先生の御質問でございますが、
第一の安全衛生関係につきましては、労働基
準局といたしまして現在までも重点施策、ある
いは労働省の重点施策としてやっておりますわ
けでございます。今回この地方公営企業関係が分
離されるということになりましたら、この安全衛
生関係はさらに積極的に進めてまいりたいと思
います。現在御審議中でございますが、安全衛生局と
いうものの新設もはかっているわけございま
す。したがって、この点につきましては、こ
の分離のために労働者の方々の災害防止という点
につきまして後退するということとは絶対ござい
ません。むしろ積極的にさらにこの問題を進めてい
くという態勢にあるということをお願いしたいと
思います。

○長野政府委員 御指摘のような問題につきま
しては、労働基準法に基づきまことの労働安全
規則がそういう職員について適用されておる状況
というものは、この災害補償法ができたからと
いって変わるものではございません。したがって
して、自治省といたしまして、また災害補償そ
のものが、いわゆる災害補償についての長い伝統
を持っておりまことの労働省の知識とか技術
というものが十分借りなければならぬ状況でござ
います。私も今後とも十分連絡をいたしまして
て、この点の遺漏のないようにやっております所存
でございます。

○山口(鶴)委員 したがって、基金のほうで、ど
の職場にどういふ労働災害が起ったということ
はわかるわけですね。その状況を労働省のほうに
もお知らせする。そうして労働省のほうは、いま
お答えになったような要綱を完全実施するための
努力をやった上で、そうして清掃労働者等の
の労働基準については十分守られるような体制を
つくる、こう理解してよろしいですね。

○長野政府委員 そのとおりに御理解いただい
て、こうでございます。

○龜山委員長 小濱新次君。

○小濱委員 この問題につきましては、会議録を
拝見いたしますと、ほとんど長野局長の御答弁の
ようであります。本委員会でもいろいろと質疑が
ございました。もう尽くしたような感じもござい
ますが、いままでの質疑を通して、私、ちょっと
理解に苦しむ点がありました。そういう点でこれ
から長野局長及び伊東政務次官に若干のお尋ねを
してみたい、このように思います。

私の疑問点の質問に入るまえに、まずこれは長
野局長さんの御答弁を一ついただかなきゃならな
いわけですが、いろいろといままでの経過
を通してよく理解はできてまいりましたけれど
も、なお一つ、あらためてもう一度局長からお答
えいただきたい、こう思います。

それは、今度のこの法案であります。特に、
くらなくとも、現行の地方公務員法四十五条その
他ありますが、これに基づいて、そして条例で規
定するように指導すればよい、このように思うわ
けであります。どういふねらいでこのような法
案ができてきたのか。幾つか問題点がございま
した。その点がよく理解しておりますが、もう一度
局長からお答えいただきたい、こう思います。

○長野政府委員 先ほど来申し上げておりますよ
うに、現在適用法規を非常に区々にしておる。そ
れから認定をする機関が同じ地方団体の職員につ
きまして、片や任命権者、片や労働基準局という
ふりに異なっております。さらに、十分適用されて
いない、おおい尽くされてない職員もいるという
ようなことでございまして、同時に公務災害の種
類なり内容なりというものは、だんだん多くな
ってまいりましたし、また補償の内容も、他の
法制におきましても非常に高度の内容のものを取
り入れるようになってまいりました。そこで、認
定とか給付とかいうものにつきましても、非常に
専門的、技術的な問題がふえてまいりました。そ
ういふようなこともございまして、個々の市町村
の処理を助ける、そして合理的に行なうという意
味からも、統一的に最低のものの補償をするとい

うことの必要があり、またそのほうが効率的では
ないかというようにも考えるわけでございます。
さらに、その次には、最近では相当大きな災害
が一時に起きるといふようなおそれもできてきて
おりますので、そういう場合にはこれを保障する
ような意味において、基金を設けて給付を行なう
ということが一そう有効でございます。

また繰り返しになりますが、年金制度の導入と
いうようなことが始まりまして、他の年金関係と
の給付の調整なり何なりという問題もさらに加
わってまいりまして、そういう点で非常に専門
的、技術的になってまいりました。そういう意味
ではまた専門的機関で実施するという必要が、
年々痛感されてくるようになってまいっております
であります。

さらに、申すまでもありませんが、職員の生活
保障というように見地を考へますと、かれこれ含
めまして法律的な保障をするということも、結局
職員の福祉、あるいは安んじて公務に従事する
という態勢を整える意味でも、適当ではないかと
いうようなこと、いろいろ勘案いたしまして、今回
公務災害補償法及び補償の内容を実施いたします
ための、地方団体にかけ行ないますところの
基金設置というのを考えた次第でございます。

御指摘のように、条例でもって個々の地方団体
が行なうて行ないないことはいいじゃないかと
いう点は確かにございまして、結局公務災害補償と
いうものは実態というものをから考へましても、や
はり最低のものは専門的機関によって専門的に処
理をしていくということが合理的でもあり、また
経費を節約することにもなり、また可能な道を開
くことにもなる、こういうふうに考へたのであり
ます。

○小濱委員 いまお話がありましたように、非常
に問題が多くなってきたために、専門的にこ
の問題を処理していきたい。またそのほかにも理
由はあるようであります。会議録を読みますと長
野局長は、専門的な機関によってそれを統一的に
補償を実施する、またさらにそういうことにより

まして公務員の生活保障といいますが、福祉とい
うものの増進に役立たしめる、そうしてその生活
の安定に資する、こういうように御答弁をなさ
っているわけがあります。そしてこの会議録によ
る御答弁から、私は先ほど山口委員の御質問にあ
りましたように、その運営審議会あるいはまた
審査会の委員の中に労働者代表を入れるべきであ
る、このような意見が出ておりました。このこと
についていろいろ御答弁はございましたけれど
も、いまのような局長の御答弁の趣旨に沿わせ
る、そういう目的の上に立つた考へならば、なぜ
労働者代表を入れないのであろうか、われわれは
ふしぎに思えてならないわけがあります。また、
入れては悪いのかどうか、こういう点も疑問が起
こってくるわけがあります。その入れられないわ
け、あるいは入れては悪い理由、そういうものに
ついてお答えいただきたい、こう思います。

○長野政府委員 運営審議会につきましては、基
金の重要な業務の運営について審議をするとい
うことでございますが、基金そのものが地方団体に
かけ行ないますための共同設置するような機関
でございます。それは地方団体にかけ行なう
といえますけれども、そういう意味で任命権者が
公務災害補償について、補償の実施の責任を持
っているわけでございますので、そういう地方団体
を代表するということと同時に、任命権者を代表
する、こういう者を基金の業務に参画させまし
て、そして基金のコントロールに資する。そして
基金の役員とか執行機関だけのかつてでない正
しい運営に導いていく、地方団体の機関として
責任を十分果たし得るという運営の保証を遂げ
たいわけでございます。その点では、繰り返して申
し上げて恐縮でございますが、公務災害補償につ
いては、使用者のいわゆる無過失損害賠償責任の
全責任を負うて補償の実施をするというのがた
まです。そういう意味でも、この運営に遺憾な
ことがないようにと私も考へるわけございま
す。なぜ入れてはいけないかという御質問でござ
います。入れないでも、ここで労使対等とい

よりなかつてものを考えないでも十分やうにけるというふうに私どもはものを考えておるわけでございます。多少議論をいたしまして申しわけないわけでございますけれども、力が強ければ、ある対立した考え方によつてものが適用されたり適用されなかつたりというふうな性質をここに加えるというふうな考え方をとつていないのでございませう。出発といたしましては、地方団体の全責任というものを十分に実現するために基金を置く、そういう意味で、基金の執行機関がきめるということだけでは任命権者の責任が遂行し得ない場合をおそれるという立場から、運営審議会というものを設けるということにむしろ重点を置いておるわけでございます。そういう点におきましては、災害補償の実施というものが不十分なことないようにつもりで置いておる意味でございませう。そこへ労働者を代表する者を入れるという考え方はもちろんあると思います。入れるほうがいいというお考えもあろうかと思ひますけれども、私どももいたしましては、そういう運営審議会でございますので、これで公務災害補償の実施は十分あげられると考えておるのであります。

○小渚委員 先ほども申し上げましたが、公務員の生活保障といふは、福祉といふものの増進に役立たしめる、そして生活の安定に資するのだ、こういう内容を持つてゐるのだ、こういうことであります。で、先ほど局長さんの御答弁の中に何回か出てきたことばがあるのですが、本質といふことは、運営審議会の本質、あるいはまた審査会の使命、この本質とか使命といふことがよく出てきたわけでありまして、私は局長さんの答弁のこの趣旨に沿つた本質、使命がこの審議会、審査会の目的でなければならぬ、こういうふうにお考えでございますが、その本質と使命についてお答えいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 公務災害補償は使用者の全責任において実行する、したがって、その実行が保証される体制が整うということで考えていくという

のが最小限度必要なことでございませう。したがって、本質と使命というお尋ねと合うかどうかかわりませんが、私どもとしては、それが十分実現されればお話のところと合うのじゃないか、そういう意味でこの法律を立案したつもりでございませう。

○小渚委員 形式的な概念的なそういう本質、使命では困るのです。あくまでもその趣旨に沿つた、実現のための本質、使命でなければならぬと思ひます。学識経験者の話がよく出ておりました。この中に、ことは悪いのですが、労働者代表を入れることの考えはございせんか。私はあまり労働問題は知りません。また役人をやったこともありませんので、こまかく知らないでお尋ねするわけでありませう。お考えをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○長野政府委員 運営審議会の運営にふさわしい学識経験を有する方が職員の中におりますと思ひますので、そういう人を学識経験の委員として任命することは差しつかえないと考えております。

○小渚委員 それならば私は、その本旨に沿つても、当然はつきりと明記すべきであると思ひますが、もう一度お願いいたします。

○長野政府委員 元来この基金の運営審議会の学識経験者は、公務災害補償については非常に専門的、技術的な問題も多いわけでございますので、そういう趣旨で、使用者代表だけ入れればいいのでございませうけれども、一その運営を確実ならしめるためにそういう専門家を迎えてということとで出発をしておるわけです。そこで学識経験者といふことにして、それで十分だと考えておるわけでございますが、そういうふうな意味での学識経験を備えておる方が職員の中にも必ずおるわけでございます。そういう適任者については、学識経験委員として加えることは差しつかえないと考えております。

○小渚委員 大きな目的を局長さんは二つあげられて、それがための今度のこの法案である、このようにおっしゃつておるのでありますから、どう

か名実ともに本質、使命の実をあげられますことをわれわれは特に希望するわけでありませう。先ほども基金の問題についていろいろと事務費等の説明がございましたが、この中に福祉施設に要する費用はどのくらいになっておりますか。あるいはまたこれが計画等がわかつておりましたならばお答えいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 福祉施設につきましては、休業補償金等を加えますと三千数百万になると思ひますが、その中で休業補償金が三千万ばかりございまして、それ以外の福祉施設につきましては現在ところ二百万程度のものを一応予定をしております。

○小渚委員 この法律が通りますと、地方公務員は交渉相手がなくなつてしまふ、既得権の喪失といふことになるのではないかと、幾らその相手方と話し合つても、聞きおくだけで何にもならない、こういうふうな意見が出てくるわけでありませうが、このことについてはどのようにお考えになつておられますか。

○長野政府委員 今回の公務災害補償法の中で、法律的に補償の内容を内定をいたしましたものにしましては、その部分についてはもう法律で補償してしまふわけでございますので、その点での完全な実施が実現されるわけでございますから、その内容についての団体交渉とか、あるいは当局との交渉といふものはする必要がないと申しますか、交渉するまでもなく実現されてしまつた、こういうことになるわけでございます。したがって、その意味では、形式的には団体交渉の余地が狭くなつたんじゃないかという議論になりますが、実質的には交渉してかちとるという内容がすでに実現されてしまつておる、こう考えることもできるわけでございますので、団体交渉によりますところの職員の福祉の充実という面では後退するとかなんとかいふことにはならない、むしろそれは法律ですでに交渉の有無にかかわらず補償されてしまふといふことで、実質は非常に前進する、こう

考えておるのであります。

○小渚委員 最後に伊東政務次官にお尋ねいたします。

本法律案は、地方公務員の公務災害補償の水準を国家公務員と同一の水準まで統一的に引き上げるといふものでありますので、その趣旨については一応よいことである、このように考えております。その技術的構成において、基金を設け、この基金に補償の実施を行なわせるということ、は、特にこの基金に対する自治大臣の監督権の強さを考えた場合に、結局地方自治団体の固有事務を一部剝奪するといふ、こういうことになりやしないかといふことが一つ、地方自治の擁護といふ点から考えざるを得ないのではないかと、このように考えているわけでありませうが、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 確かにそういう問題もございませうので、この基金設置の問題につきましては大いに考慮を要したのでございませうけれども、この基金を設置したことがそういうことにならぬように大いに意を用いるつもりであります。

○小渚委員 どうかその本旨を失わないように一そう努力していただきたいことをお願いいたします。

○龜山委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 たいへんおそくなつて、聞く人に恐縮ですが、地方公務員を国家公務員の災害補償法と同じような形で法的に制定されるのです、が、やはりこういう場合には、国家公務員の災害補償法による適用関係がどういふ状態になつておるかといふようなことは、委員会の附議の参考資料として事前に配付していただくとかいふことになつておりますれば、その点だけでも質問を省くことができるわけなんですけれども、これから委員会の質疑の際には、できるだけそういう関係をしたものの資料は整えて出していただくように、委員長の方でお取り計らいいただきたいと思ひます。

そういう点でひとつ、国家公務員災害補償法に

よる国家公務員の災害補償の状態はどういうふう
になっておられるのか。これはなかなか口で言われて
も、すぐそれを——概略説明をしていただいて、
あとで参考資料として回していただきたいと思ひ
ます。概略説明をお願いします。

○佐分利説明員 国家公務員の場合には、給付を
基金から支給しないということ以外は全く今回の
法案と同じでございます。二十六年から実施い
たしておるわけでございますが、四十年度の実績
で申し上げますと、総費用が約六億九千万円とい
うことになっております。このうち療養補償、医
療費でございますが、これが三億三千万円、それ
から休業補償、これが八千万円、ただし、常勤公
務員の場合には最初の三年は一般職の給与に關す
る法律に基づいて給与の百分の百を支給されて
いますので、四年目から国家公務員災害補償法の休業補
償が適用されるわけでございます。非常勤の場合
には初めから休業補償が適用されるわけでござい
ます。それから障害補償、病気が鎮静、固定いた
しましたあとに心身の障害を残した場合の補
償でございますが、これが約一億円でございま
す。それから遺族補償が千七百万円、それから葬
祭補償でございますが、これが一千万円というふ
うな形になっております。そうして全体として
見ますと、給付の金額は、年々医療費の増高等が
ございまして、また給与のベースアップ等がござ
いまして、若干ずつ増加しておりますけれども、
件数で見ますと、ここ数年は少しずつ減少してい
くような傾向にございます。

なお、以上申し上げましたものは正規の給付で
ございまして、法二十二条に基づきます補
給施設といましては、これは四十年度の実績
で申し上げますと、約六百万円支出いたしてあり
ます。四十一年度から、先ほど申し上げました休
業補償の割増し二割の上積みが約二百五十万
円行なわれておりますので、四十一年度には約八
百万円から九百万円の福祉施設の事業が行なわれ
ておるといふふうに考えております。

以上、簡単でございますが、概略の御説明とい
たします。

(委員長退席、和爾委員長代理着席)

○井上(衆)委員 対象人員は幾らですか。

○佐分利説明員 対象人員は、常勤職員が約八十
万、非常勤職員が二十万というふうに考えてあり
ます。

○井上(衆)委員 百万なわけですね。

○佐分利説明員 はい。

○井上(衆)委員 百万で六億九千万円が補償費と
して、約七億ですが、地方公務員の場合には約二
百五十三万人、それで調査すると十二億、こうい
うことで、大体似通った金額になっておるので
す。それで今度の基金を十七億予定しておる。け
さの依田委員の質問で、十七億というところが予
定をされたのですが、この十七億の内容について、
大ざっぱに十七億という基金を積算してくるの中
身といふことが、これを事務費にどれくらい、何に
これくらい、こういうことで十七億の基金が必要
になったという積算の基礎があるでしょう。それ
をけさ質問をされて、説明をされておるとするな
らば、あとで会議録で承知するのであらうであ
るが、必要はないのですが、けさ、そのことが明
らかになつてなければ、その積算の基礎をお示し
願ひたい。

○長野政府委員 十七億円と申しますのは、今年
度における実績といふよりも、過去からの実績に
基づきますところの推計でございますが、この十
七億の中には事務に要する経費大体約一億、それ
から福祉施設関係が約三千万というふうなものも
入っております。それ以外を補償の経費として考
えておるわけでございまして、その補償は、補償
の種類、療養補償とか休業補償、障害補償、遺族
補償、葬祭補償、それは過去からの推算でござい
ます。

○井上(衆)委員 それでは、十七億の基金といつ
たら、ずいぶん多くなりませんか。十七
億の基金ということになると、それは多い。一年
間約十二億、それでいままでの労災の適用外のも

のが、補償件数全部入ったとしても、十七億とい
う金額は相当高いように思ふのですけれども、そ
ういふふうにはお感じにならないですか。

○長野政府委員 十二億という先ほどのお話は、
三十九年度の実績で考えておる数字が十二億で
ございまして、三十八年、三十九年、四十年とい
うのを見てまいりますと、大体二割程度ずつ補償額
がふえております。そういう関係も考えまして推
計をいたしますと、やはり十七億程度のものが必
要であらう、こう考えておりました、従来からの
伸びでございますから、決して実績というわけに
はまいりませんが、大体そういう額になるのじゃ
ないかと考えております。

○井上(衆)委員 それでは、その十七億の基金は
全額地方団体の負担でやるといふことですか。

○長野政府委員 基金は、地方団体がやりますも
のをかわつてここで一括してやるといふことで
ございまして、全額地方団体の負担でございま
す。

○井上(衆)委員 そういふことになりましたと、地
方団体の負担が非常に増加をしていくわけです。
それについての地方団体の対する財政措置は、従
来の交付税法による経費の措置ではまかない切れ
ないと思ひますが、これについてはどういふふう
に配慮されておりますか。

○長野政府委員 従来、地方交付税法におきまし
ても、基準財政需要額に従来の公務災害需要
についての経費を算入しております。昭和四十二
年度につきましては、この法案が成立いたしました
場合には、十二月一日から施行するという予定
にいたしておりますので、一応従前のままで財源
措置をしておりますけれども、現在のところ、そ
の中で一応まかない得るといふふうに考えてあり
ます。

○井上(衆)委員 それではいま交付税法で措置し
てある金額としてはどれくらい……。これで十七
億になるのですか。

て、いまの十七億と申しましたのは、公営企業関
係の職員の公務災害にかかるとも含めまして申
したわけでございまして、四十二年の交付税の積
算に入っておりますのは、十三億程度の金が入
っております。

○井上(衆)委員 労災関係の方かられておるで
しょう。労災関係で、地方公務員の労災適用者の
関係の労災保険はいわば黒字になっておるわけ
です。八億五千万円の保険料に対して受け取り補償
金額は四億三千万、約半分の掛け捨てになってお
るわけですが、そうなりますと、これは労災保険
全体の経理勘定から見ますと、これだけこの黒字
になる分が減るといふ勘定になるのですが、これ
は別に四億四千万の分を減らしても、労災保
険の料率を上げるとか他の業種にしわを寄せると
いうことをしなくても、何ら痛痒は感じないわけ
ですか。

○中村説明員 先生のおこたのようによ、現在の
ところでは、料率を直ちに變更しなければならぬ
というふうな事態は生じないと考えております。
○井上(衆)委員 労災保険のほうは、現在四十一
年度の収支は一体どのくらい黒字になっておるの
ですか。

○中村説明員 四十一年度につきましては、剰余
金が一億、それから積み立て剰余金が三百六十二
億になっております。

○井上(衆)委員 これは大蔵省の方に伺いたい
のですが、三百六十二億もの黒字を出しておる労災
保険というものは、これは大蔵省どうお考えになり
ますか。

○中村説明員 先ほど剰余金と申しましたのは、
労災は保険料率をきめます場合に、過去三年間の
災害率を見まして、その他いろいろな事情を考慮
してきめるわけでございまして、したがって、
この三百六十億という金は、いままです災害にか
かられた方々に対しまして給付を含んでおるもので
ございまして、したがって、四十一年度の決算
におきましてそれだけの経理が出来ますも、依然
として療養を続けていらつしやる方があつたわけ

ございます。そのような将来の見通しも含めて料率が決まされておるわけでございます。こういう形に相なっておるわけでありまして、決して余分に取過ぎるおとかなというものではございません。

○井上(泉)委員 余分でないけれども、黒字で余つておることは事実ですね、三百六十二億余つておることは。

○中村説明員 これは現在療養しておられる方があるわけでありまして、年度年度で申しておるわけでありまして。

○井上(泉)委員 その年度では余つておるということでしょう。これほど要らない、三百六十億も。

○中村説明員 四十年度の改正から年金制度が入りましてございますので、その年金は逐年増加してまいりますので、これに対応する部分も準備しておかなければいけないというところに相なるわけでございます。したがって、決して余り過ぎておるということではございません。

〔和南委員長代理退席、委員長着席〕

○井上(泉)委員 ちょっと大蔵省の方に、いまの労働省の言われた内容が何かわからないですから、説明してもらいたいです。

○秋吉説明員 私は労働省担当の主計官ではございませんから、責任ある御答弁はできませんが、ただいま伺った範囲で答弁をさせていただきますと、多少推測が入るかもしれませんが、およそ保険料率の計算につきましてはいろいろな方式があると思ひます。一つは完全積み立て方式のやり方、あるいは標準保険料方式のやり方、あるいは賦課方式のやり方と、そういったいろいろなやり方があるように私は承知しております。それぞれ違いますが、共済組合の場合の積み立て方式は、これはたしか完全積み立て方式でやっております。したがって、資金ベースから申しますと、共済資金にもそういった運用の余裕金はございます。そういう意味合いで、おそらく労働省の労災の場合の三百六十億という数字も、やはりそういった

将来を見込んだ場合の保険料、年金等も含めまして、そういった考え方で、そういう余裕金が出ておるのではないかと私は推測をしておりますが、そのように考えております。

○井上(泉)委員 それでは、四十一年度から三百六十二億ですね。そうすると、こういうふうな余裕金という準備金に類する金というものは、労災では現在どのくらいたまっておるのですか。

○中村説明員 累積が三百六十二億でございます。

○井上(泉)委員 そうなりますと、地方団体としては、交付税で十三億予定をしておる。そうすると、いままでの労災の掛け金が八億要つておつたわけですから、その八億が四億多いということになりますから、地方団体としては財政負担が軽くなるわけですか、長野さん。

○長野政府委員 地方団体としては、先ほどの労働省の積み立て剰余金の中で、なお給付をされておるものも残るわけでございます。法律の施行後のものは、この公務災害補償のほうで考えていくということになります。法律の適用は、法律が施行になりました以後のものはこちらの基金でまかなつていくということになります。従来のもは、労災関係のものは労働省でめんどろを見ていただく、従来から引き続きましますものはそういうかつこうになります。

○井上(泉)委員 損得はどうなる。

○長野政府委員 その点で、損得ということも、将来の問題として見通しますと、なかなか申されませんけれども、従来労災に保険料として支払ひましたもの以上の負担になることはない、むしろ下がることはあります。以上上の負担になることとはなにより考えております。

○井上(泉)委員 そうでしょう。それはもちろん八億もかけておつたし、交付税で十三億見る、基金は十七億で十分だといふから、そうすると、四億から五億くらい得になる、負担が軽くなるでしょう。ところが現在、普通労災保険は精算をす

るわけでしょう。そうすると、やはりかけた分についてはいまだ戻しをされるのですか。

○中村説明員 労災会計年度が四月から始まるわけでございますが、年度途中でたとえ事業が廃止されたような場合、その場合には精算をいたすわけでありまして。

○井上(泉)委員 そうすると、精算をするということ、いままで労働省はずいぶんもうけておつたわけですから、これはすみやかに精算をしてこの法律が通つた場合です、通つた場合には精算をしてお返しをしていただかなければなりません、私はこの負担の……

○山口(鶴)委員 ちょっといまの関連して。いまの労災の三百六十億の基金と、従来まで、昭和三十九年度の場合ですと支払いの保険料が八億五千万、受け取り補償金額が四億三千万、ほぼ半額ですね。いまの局長の御答弁ですと、この基金制度ができた以後において、それ以前の発生した理由で当然引き続いて支給をされなければならぬ部分については労災が引き続いて補償をやっていくのだ、こういうお話であります。恩給等の場合でいけば、共済組合ができた、その前の恩給法の場合があつた、そうしますと、その前の恩給部分についても共済が支払いをやつて、そして恩給部分については追加費用として国が共済組合の会計のほうに入れるという形になっておるわけですね。とすれば、従来まで地方公務員の公営企業関係で積んできたものとそれから受け取つた分と、その差額くらいは、当然、何といひますか、今度基金ができました場合は、ちょうど恩給の場合に追加費用として共済組合に入れておるのと同じような趣旨で、労災基金のほうからこちらの基金のほうに入れていく、そのかわり法律施行以前の問題についても基金が責任を持って支払つていく、こういう制度をとつたほうが合理的でなかったかという感じがするのですが、その点はどうなんですか。

○長野政府委員 この基金の発足に伴ひまして、従来労災関係とどういふふうな調節をしていくか、いろいろやり方があると思ひます。しかし、

従来労災の補償を受けて、まだ補償の必要な期間なお継続しておるというふうなものもあるわけでございます。その切り方の問題、いろいろございまして、今回ここで考えておりますのは、いま先生がおつたような方式ではなくて、いままでの労災関係の適用を受けて災害補償が続いておりますものはそのまま続けていく、それから基金が施行になつて以後の公務災害補償は基金が全部責任を負う、こういうことで受け継ぎをいたしていくことにいたします。その場合に、受け取りがあつたとか、荷物をかついでくるとかいう議論もずいぶんいたしました。しかし、将来ともに、労災のごやつかいになつておる地方公務員というものはあり得るわけでありまして、そこは考え方としていろいろあると思ひますけれども、基金は基金として発足をし、労災のほうのごやつかいになつておるものはそのまま労災にお願いをしていく、こういう分け方をしたわけでありまして。

○山口(鶴)委員 いままで積んでおつたものを持つてきて基金にやつたほうがよかつたのではないですか。そういうことは労働省との間で交渉をやつたのですか。どのような労働省関係のやりとりがあつて、われわれが考えれば基金のほうは損するようになつて落ちつたのですか。持つてきたほうが得ではないですか。持つてきて通してやつたほうがいいですよ。

○長野政府委員 労働省との間では少しもいざござはございまして、円満に問題は処理されたわけでございます。元来でございまして、労働省の立場からいたしますと、労災保険から抜けていくというふうな考え方については、なかなか御理解をいただけないのではないかと、非常に私どもは心配をいたしたのでございまして、非常に理解のある態度を示されまして、円満に離反ができることになりました。したがって、それと関係があるということではございませぬけれども、基金の発足に、労災のそのまま引き継ぐものというものはそこで切り離しておくということでは足したほうが、技術的、事務的に——非常に複雑な

ついては払い戻しをされるのですか。

○中村説明員 労災会計年度が四月から始まるわけでございますが、年度途中でたとえ事業が廃止されたような場合、その場合には精算をいたすわけでありまして。

○井上(泉)委員 そうすると、精算をするということ、いままで労働省はずいぶんもうけておつたわけですから、これはすみやかに精算をしてこの法律が通つた場合です、通つた場合には精算をしてお返しをしていただかなければなりません、私はこの負担の……

○山口(鶴)委員 ちょっといまの関連して。いまの労災の三百六十億の基金と、従来まで、昭和三十九年度の場合ですと支払いの保険料が八億五千万、受け取り補償金額が四億三千万、ほぼ半額ですね。いまの局長の御答弁ですと、この基金制度ができた以後において、それ以前の発生した理由で当然引き続いて支給をされなければならぬ部分については労災が引き続いて補償をやっていくのだ、こういうお話であります。恩給等の場合でいけば、共済組合ができた、その前の恩給法の場合があつた、そうしますと、その前の恩給部分についても共済が支払いをやつて、そして恩給部分については追加費用として国が共済組合の会計のほうに入れるという形になっておるわけですね。とすれば、従来まで地方公務員の公営企業関係で積んできたものとそれから受け取つた分と、その差額くらいは、当然、何といひますか、今度基金ができました場合は、ちょうど恩給の場合に追加費用として共済組合に入れておるのと同じような趣旨で、労災基金のほうからこちらの基金のほうに入れていく、そのかわり法律施行以前の問題についても基金が責任を持って支払つていく、こういう制度をとつたほうが合理的でなかったかという感じがするのですが、その点はどうなんですか。

○長野政府委員 この基金の発足に伴ひまして、従来労災関係とどういふふうな調節をしていくか、いろいろやり方があると思ひます。しかし、

従来労災の補償を受けて、まだ補償の必要な期間なお継続しておるというふうなものもあるわけでございます。その切り方の問題、いろいろございまして、今回ここで考えておりますのは、いま先生がおつたような方式ではなくて、いままでの労災関係の適用を受けて災害補償が続いておりますものはそのまま続けていく、それから基金が施行になつて以後の公務災害補償は基金が全部責任を負う、こういうことで受け継ぎをいたしていくことにいたします。その場合に、受け取りがあつたとか、荷物をかついでくるとかいう議論もずいぶんいたしました。しかし、将来ともに、労災のごやつかいになつておる地方公務員というものはあり得るわけでありまして、そこは考え方としていろいろあると思ひますけれども、基金は基金として発足をし、労災のほうのごやつかいになつておるものはそのまま労災にお願いをしていく、こういう分け方をしたわけでありまして。

○山口(鶴)委員 いままで積んでおつたものを持つてきて基金にやつたほうがよかつたのではないですか。そういうことは労働省との間で交渉をやつたのですか。どのような労働省関係のやりとりがあつて、われわれが考えれば基金のほうは損するようになつて落ちつたのですか。持つてきたほうが得ではないですか。持つてきて通してやつたほうがいいですよ。

○長野政府委員 労働省との間では少しもいざござはございまして、円満に問題は処理されたわけでございます。元来でございまして、労働省の立場からいたしますと、労災保険から抜けていくというふうな考え方については、なかなか御理解をいただけないのではないかと、非常に私どもは心配をいたしたのでございまして、非常に理解のある態度を示されまして、円満に離反ができることになりました。したがって、それと関係があるということではございませぬけれども、基金の発足に、労災のそのまま引き継ぐものというものはそこで切り離しておくということでは足したほうが、技術的、事務的に——非常に複雑な

ついては払い戻しをされるのですか。

○中村説明員 労災会計年度が四月から始まるわけでございますが、年度途中でたとえ事業が廃止されたような場合、その場合には精算をいたすわけでありまして。

計算をすればお話しのようなこともプラス、マイナスあるかとも思いますが、これはやはり經理のしかたその他で、そういうものも分別できない保険の会計の処理というのになっておりますので、そういうことはいたさなかつたわけでございます。

○井上(衆)委員 労働省は、労災関係は対象人員が約六十万人くらい減る。減ることによって四億余り金は減る。これは間違いないわけですね。金は減る。金が減ることは、現在労災関係を担当してある監督官というか、一線ではいろいろな形でたいへん苦勞をされておるし、たとえば事業場での災害でも、できるだけ労災の事故発生件数を減らす、そういう意味で、少々のは健康保険でやってくれ、健康保険でやれ、こういうようなことで健康保険の赤字に非常にしわ寄せがきておる、こういうことはお認めになっておるのでしょうか、それともお認めになっていないのでしょうか。

○中村説明員 釈迦に説法でまことに恐縮でございますが、労災はあくまで業務上の負傷、疾病を負われた方々に対する給付でございます。したがって、この業務上・外の認定につきまして、私どもとしましては、フィフティ・フィフティの場合にはできるだけ有利なように解釈をするという精神で進めるといふように指導いたしておるわけでございます。

○井上(衆)委員 実際、現場の監督者あたりでは、どこそこの事業所は無事故、どこそこはどうかということで、監督者が事業所同士を競争させるだけではないに、監督者同士が競争をするわけですね。そういうことから、そういう労災で当然やらなければいけないものを、基準局が非常にうるさいから、うるさくてしようにことなしに健康保険に移らざるを得ないというような事例がたくさんあるのです。その内容についてはまた次の機会に質問をいたしたいと思いますが、要するにあなたのは金が減るんだから、これは決して長野さんの言われるように快くお渡ししたものじゃ

ないと思うのです。しかし、金が減って、対象人員が減ったのだから、それだけ一線の労働者を保護するための役目を積極的に果たしていただきたいと思うのです。

たいへん時間がおそくなつて聞き役に恐縮です。から、そろそろ終わりますが、十七億の基金というものが全部地方負担になるわけですが、これの徴収のしかたは、もう質問されて明らかになったのでございましょうか、明らかにないわけですね、十七億の基金を交付税で見ている十三億と、それからいままで交付税の対象外であつた地方公共団体の負担分、これをどういふようにして集めるのか、十七億の基金のつくり方をお聞きしたい。

○長野政府委員 基金に対する負担金の納付のしかたにつきましては、現在検討しておりますが、原則としては年度当初の予算に計上をして、各地方団体が納付をするといふことのためです。いままで考えておりましたが、事情があります。地方団体ににつきましては、一部分割なり延納なりという制度も併用しなければならぬ場合もあるかと思ひます。その辺のところは、そういう例外的な措置といふものもあわせて考えなければならぬと考えております。

○井上(衆)委員 それでは、その十七億を積算するの、あなたはどのいふふうにして徴収するか検討されておるといふけれども、やはり十七億を徴収する場合にどのいふ方法で、高知県はどのいふわけを出す、何はどのいふふうに出す、こういうことを、これは政令で定めることになつておるけれども、政令で示す前に委員会に案を出してきて、御審議を願うといふ形に出てくるのが常任委員会の仕事じゃないかと思ひます。それとも、委員長、その点どうですか。従来も政令にまかせついで、国会では政令の内容についてはやらなかつたのですか。

○島山委員長 私は、あまり詳細に知りませんけれども、両方あるようです。

○井上(衆)委員 やはり政令で出すからといつ

て、これはこれは政令にゆだねるといつても、やはり政令についての要綱ぐらいは示さないといふ、どうも民主的な行政とは言えないと思ひます。これは長野さんは自治法の権威者ですから、その点はどうでしよう。

○長野政府委員 非常に不十分ではございましたけれども、お手元にお配りいたしました参考資料の中に、いわゆる政令なり省令なりで規定いたしました事項といふものをあげておまして、この中で費用の負担関係につきましては、これは職員の種類を一応一般の職員、教育職員、警察、消防職員、そういうような職員の種類ごとに分けておまして、そうして従来の実績を勘案しまして、負担金率といふものを定める、こういうことになっておまして、負担金率につきましては、たとえば教育職員につきましましては千分の〇・三ぐらいの負担率でいふことができたのではないかといふふうなこともお答え申し上げたわけでございます。たとえば高知県の場合といふことで、具体的県の場合になりますと、該当する職員の数とその給与総額、その負担金の割合、こういうものをかければ自動的に額が出てくる、こういうことになります。

○井上(衆)委員 十七億という、これは道路の交付金でさえ二十五億ですからね。日本の市町村道に對する道路の交付金でも、政府の出すのは二十五億しかないでしよう。十七億の金を集めるのですから、これはやはりその集める方法についての負担の基準くらいは、こうして案を出すからには示していただかないと、これは自治体としても、これが議会なんかで質問されたときにどうなるのですか。あなたが書かれておる本の精神とたいぶ違ふのです。そのまゝとまゝた要綱といふようなものはいつごろできるのですか。政令を出す以前に国会が終わると、私も政令の要綱を検討する時間的なものがないわけ、ほんとうにあなたたちの良心によつて民主的な地方行政を進めていただく以外に道はないわけですが、一体要綱をいつごろまでにおつくりになるおつもりですか。

○長野政府委員 政令案につきましては、これは国会の御審議との関係もあるわけでございます。現在実は鋭意検討いたしておりますが、政令といふことによりまして、基金が自主的にきめることも考えられるわけでございます。政令ということになりましたのも、これは地方団体の負担割合といふものが、公務災害補償として完全に補償されるという見通しをつけるという意味と、それからこれらの関係職員の中にも、それぞれ国費で支弁されるものも入つておるわけでございます。関係の各省ともそういう意味で、それが負担の一つに入るわけでございますので、いろいろと負担率についての検討をそれぞれ協議しながら、現在検討を重ねておるわけでございます。そういう意味で、負担率だけの問題でございますが、現在のところここにありますように、平均いたしまして私どもの予算としては、全体平均いたしますと千分の〇・八七ぐらいになるだろうと予想しております。

○井上(衆)委員 大体法案を出す場合に、国会で審議されて、これがどうなるかわからぬ、こういうことをあなた方は予想されるのでしやう。そういうことを予想されて出されるから、委員会の審議も何となしに真剣味がないうわけ。というところは、この法案はどうしてもこの国会で通しても、この法案はどうかしら、それくらいは要綱はもう準備をしておくのが当然だと思ひます。あなたは投げやりな気持ちで法律案をつくつて委員会に出すから、ちつとも委員会の審議はかどらない。これはあなたの方の重大な責任だと思ひます。

○伊東政府委員 御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○井上(泉)委員 一億円で基金の事務局の機構を運営することになると思うのですが、やはりこれも、一億基金で一億の事務局をどういうふうにされる予定であるのか、この点もやはり説明をお願いしたいと思います。

○長野政府委員 基金の組織につきましては、大體本部におきましては、総合的ないわゆる総務関係と申しますか、そういうもの、補償、審査、こういう三つの機能を果たしますための組織をつくりたいと考えております。

それから、都道府県支部あるいは指定市の支部につきましても、基金職員の一地方団体の職員が当初は基金の事務に従事するものとして、地方団体に協力を仰ぎたいと考えておりますが、これらの活動につきましても事務費は必要なのでございます。そういう意味で、大體一億ということ計算いたしましたのは、ちょうど現在自治省の関係で消防団員の基金の事務費というふうなものも参考にいまして、その場合には基金の事務費が大体四千万円程度になっておるようでございますので、一応そういうものを参考にいまして一億ということを考えたいわけでございます。

○井上(泉)委員 地方の議会なんかでかりに一千万なら一千万でいろいろなこういう仕事をする場合でも、それはだれに、これをどういうふうな事務局の機構でどうやるのか、一応の予算の計画書のようなものをどこも提示してくるのですけれども、国会というところはそういうルーズなところで、五兆円のお金を中心札びらが舞うておる関係が知らぬが、十七億や一億の金は金のうちに入っておらないという感じがしてならぬのですが、やはり十七億という金を使うのなら、十七億という金はどこからどういう方法で持ってくる。そうしてこの金はこういうふうに使ふ予定だ、こういうことはやはり立案者としては概算的な要項くらいは示していただきたいと思うのですけれども、そういう点についても少し配慮してもらいたいと思います。これはこれに限らず何でもそうですが、すべてがそういうふうに出されてく

る法案はそういうふうに説明不十分な内容で、そうしてしまいいは自民党でだつと賛成してくれ、こういうことでは、あなたたちも仕事に不誠意じゃないかと思うのですが、その点についてのお気持ちを聞かしていただいて私の質問を終わります。

○長野政府委員 これは私どもの事務的な処理がまだそこまでいっていないというこの御指摘でございますので、この点につきましては、今後とも十分注意したいと思ひます。

基金につきましても、いまのこの災害補償法の関係につきましても、何さま初めての仕事というふうなことになるので、いろいろな要項なり、試算なり、方式というものを考えておりますが、現在いろいろな形式の資料を整えて用意はしておる段階でございますけれども、まだ結論を得てきめておるといふところまで至っておりませんので、組織なり予算についても、十分確定したものをお示しすることができないことは恐縮に存じておりますが、概算固まり次第お示しするようにぜひともいたしたいと考えております。

○亀山委員長 次会は、明十四日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会